

「住み心地日本一滋賀プラン2013」の策定について

1 趣 旨

滋賀県基本構想に掲げる8つの未来戦略プロジェクトの実実施計画として、平成24年3月に策定した「住み心地日本一滋賀プラン2012」について、社会状況の変化等を踏まえ、新たな事業の追加等を行い、「住み心地日本一滋賀プラン2013」として改定する。

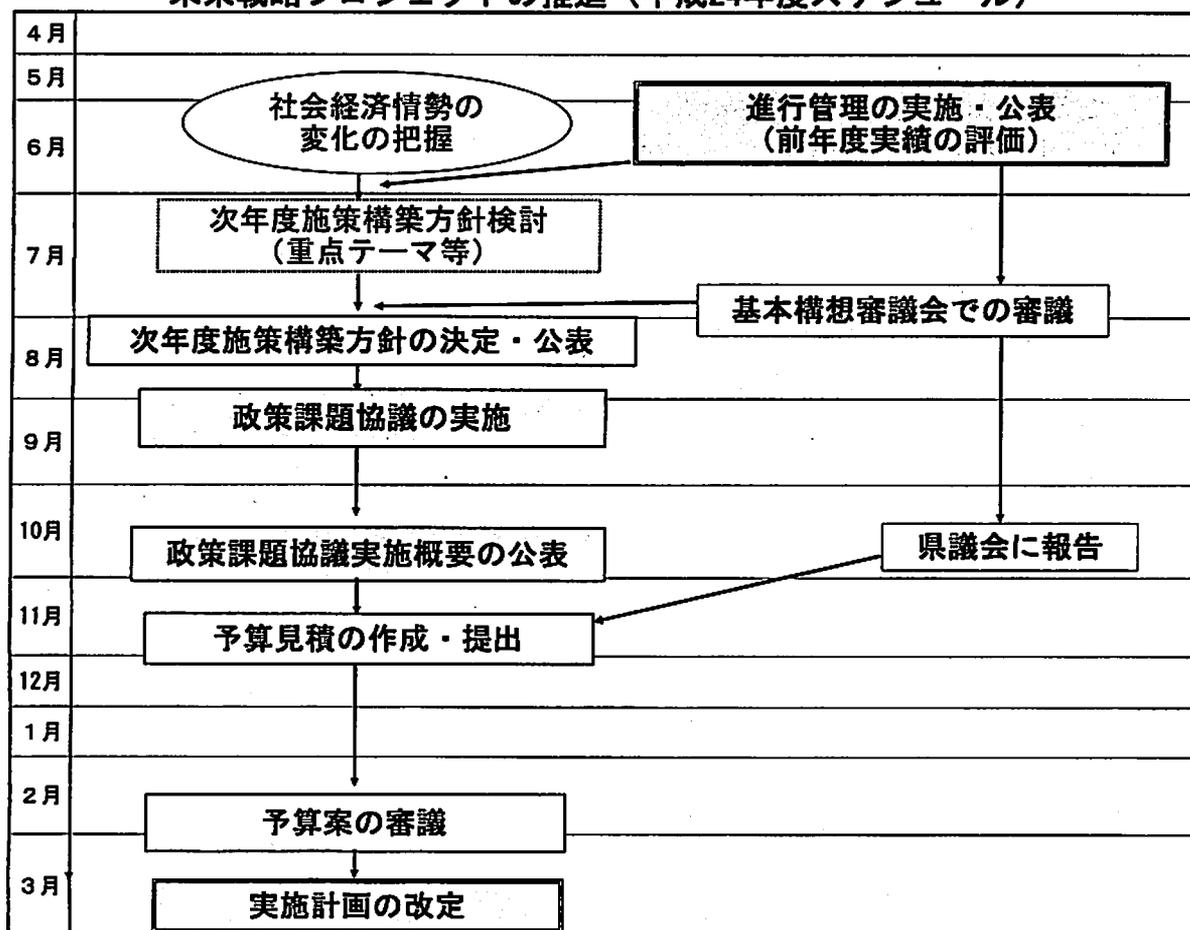
2 「住み心地日本一滋賀プラン2013」の概要

子どもに対する事件、事故が相次いだことから、社会全体で子どもの命を守ることが求められるとともに、東日本大震災等を契機とした様々なリスクの顕在化に伴い、社会のあり様や人々の価値観、生活様式などに変化がもたらされている。

こうした状況を受けて、2013年度版では、2012年度版を基本に、「滋賀の未来を担う子どもの命を守る」「不安を安心に変える災害への備え」「中小企業の活性化」「再生可能エネルギーの戦略的な振興」という4つの方向性に沿った新たな事業を盛り込んだ。

3 改定にあたっての取り組み

未来戦略プロジェクトの推進（平成24年度スケジュール）



4 県民の意見を取り入れる仕組み

○ 県民満足度調査

幅広く県民の意見を聴くため、毎年度実施している県政世論調査の中で「滋賀県に住み続けたいと思う県民の割合」や「滋賀県の住み心地」、「県の施策のうち満足度・不満度の高いもの」等について継続して調査を行っている。

調査実施時期：平成24年6月

調査対象：県内在住の満20歳以上の男女3,000人（有効回収数1,622人）

○ 滋賀の未来戦略フォーラム2012

滋賀県基本構想について積極的な情報提供を行うとともに県民の意見を聴取するため、「住み心地日本一」の滋賀を目指して」をテーマに「滋賀の未来戦略フォーラム2012」を開催した。

フォーラムでは、玄田 有史 氏の基調講演と、フォーラムディスカッション（玄田氏、知事、参加者）を実施した。

開催日：平成24年7月18日（土）

開催場所：ひこね燦ばれす

参加者：県民約130人

○ 未来戦略サロン

基本構想が目指す「未来の滋賀の姿」を出発点に、参加者が考える豊かさや、それを表す指標について議論し、その内容について提案書「豊かさをはかるにっこり指標のご提案」としてとりまとめた。

開催日：平成24年7月31日、8月30日、10月7日、10月31日

参加者数：のべ92人

○ 県ホームページでの意見募集

企画調整課のホームページに「基本構想のひろば」を設置し、県の施策構築方針や政策課題協議について情報をオープンにするとともに、県民からの意見を受け付けた。

○ 市町との意見交換会

基本構想未来戦略プロジェクトの効果的な施策展開のため、市町に対し政策検討に関する情報を提供するとともに、意見交換を行った。

（第1回）開催日：平成24年7月18日

議題：「滋賀県基本構想」の推進について

（第2回）開催日：平成24年11月1日

議題：平成25年度に向けた施策構築方針および政策課題協議の結果概要等について

政策・土木交通常任委員会資料4-2
平成25年(2013年)3月12日
総合政策部企画調整課

住み心地日本一滋賀プラン2013

～滋賀県基本構想
未来戦略プロジェクト実施計画～

(案)

平成25年(2013年) 月
滋賀県

1 「住み心地日本一滋賀プラン」の位置づけ

- 滋賀県基本構想（平成23年3月策定）では、「住み心地日本一の滋賀」の実現に向け、滋賀の強みである「人の力」、「自然の力」、「地と知の力」の3つの力を活かし、未来への成長につながる先駆的・戦略的な施策で構成する8つの未来戦略プロジェクトを進めることとしています。

このプロジェクトの施策を具体化し、着実に進めていくため、事業内容、事業目標、年次計画等を明らかにした4年間の実施計画として平成23年3月に「住み心地日本一滋賀プラン2011」を策定し、平成24年3月には社会状況の変化や県民の意見を踏まえてこれを改定した「住み心地日本一滋賀プラン2012」を策定しました。

- 基本構想に掲げる将来の姿を実現するため、この実施計画のほか、県民に対する基本的なサービスなどについては、各分野の部門別計画等を基本に、常に工夫を加えながら県の役割を果たしていきます。

2 構成

- 「住み心地日本一の滋賀」の実現に向け、暮らしの質や社会の質を高める社会成長と、経済的な活力を高める経済成長を果たしていく8つの未来戦略プロジェクトで構成します。

※「社会成長」とは、人と人の絆をつなぎ、人と自然とがつながる中で、県民の暮らしの不安の解消の取組を新たな需要や雇用の創出、拡充につなげることにより、社会的課題を解決し、その経験を積みながら地域の人々の力を発揮させていくことです。

- プロジェクトの「目指す方向」「目標」「指標」の達成に向けて新たな展開を図る事業や、より効果的に推進する事業などを中心に構成します。
- 各事業には、具体的な内容や目標、その年次計画等掲げるとともに、お問合せ先となる事業担当課を記載しています。

3 計画期間

- 平成23年度から26年度を計画期間とします。

4 推進方策

- 県民の参画や多様な主体との協働、市町との連携に合わせ、「未来戦略プロジェクト」に関係する部局が相互に連携しながら、プロジェクトの目標の達成に向け取り組みます。
- 実施計画を目的志向・成果重視で推進するため、進行状況を毎年度把握し、その結果を議会や基本構想審議会に報告し、審議いただきます。
- 毎年度、社会情勢の変化や県民の意見を踏まえて、課題への対応を検討し、新たな事業の追加等を行うことで、8つの未来戦略プロジェクトをより効果的に推進します。

滋賀県基本構想の概要

滋賀県基本構想「未来を拓く8つの扉」

長期ビジョン編

第1 滋賀の強み (3つの力)

強みを活かし次の世代も幸せや豊かさを実感できる滋賀の未来を拓く

人の力

自然の力

地と知の力

第2 時代の潮流と課題

- 1 人口減少社会の到来と少子高齢化の進行
- 2 暮らしを取り巻く様々な状況
(健康、働く、住む、学ぶ・育てる、楽しむ、つながる)
- 3 経済環境の変化と未来を先取りする産業の展開
- 4 低炭素社会の実現と自然環境の保全
- 5 災害に強い県土づくりと社会資本の計画的な整備・維持管理
- 6 地方自治を取り巻く状況

第3 未来を拓く共生社会へ

【基本理念】

「未来を拓く共生社会へ ～人とともに 琵琶湖とともに～」

【将来の姿】

【暮らし】

健康、働く、住む、学ぶ・育てる、楽しむ、つながる

【経済・産業】

【環境】

【県土】

第4 県政経営の基本姿勢

- 1 市町とともに地域主権社会を担う存在感ある県政経営
- 2 県民から信頼される県政経営
- 3 滋賀の存在感を高める県政経営
- 4 持続可能で活力ある県政経営

プロジェクト編

第1 滋賀の未来戦略

3つの力を活かすことにより社会成長と経済成長を同時に図り、これらの成長をさらに3つの力の高まり、習えにつなげ、「未来を拓く共生社会」を実現する戦略

目指す姿「住み心地日本一の滋賀」

第2 未来戦略プロジェクト

「住み心地日本一の滋賀」
の4つの姿

1 子育て・子育て応援プロジェクト

不安なく楽しく暮らせる滋賀
(人の力を活かす)

2 働く場への担架けプロジェクト

3 地域を支える医療福祉・在宅習取り
プロジェクト

4 低炭素社会実現プロジェクト

人と自然がつながる美しい滋賀
(自然の力を活かす)

5 琵琶湖の再生プロジェクト

6 滋賀の未来成長産業プロジェクト

たくましく活力に満ちた滋賀
(地と知の力を活かす)

7 地域の魅力まるごと産業化プロジェクト

8 みんなで命と暮らしを守る安全・安心
プロジェクト

安全・安心な滋賀
(未来戦略を支える)

先駆的・戦略的
な施策の展開

県民に対する基
本的なサービス
の展開

着実な推進に
向け

「住み心地日本一滋賀プラン」
実施計画

各分野の部門別計画など

基本構想に掲げる将来の姿を実現するため、県民に対する基本的なサービスなどについては、各分野の部門別計画等を基本に、常に工夫を加えながら県の役割を果たしていく。

5 「住み心地日本一滋賀プラン2013」の策定にあたって

2013年度版の策定にあたって、社会情勢の変化や県民の皆さんからのご意見を踏まえて、新たな課題への対応を検討し、次ページに掲げる4つの方向性を導きました。

2013年度版では、2012年度版を基本に、4つの方向性に沿った新たな事業を各プロジェクトに盛り込みました。

(1) 社会情勢の変化

子どもに対する事件、事故が相次ぐ中、社会全体で滋賀の未来を担う子どもの命を守ることが求められるとともに、東日本大震災等を契機に様々なリスクが顕在化してきたことを受け、社会のあり様や人々の価値観、生活様式などに様々な変化がもたらされています。

(2) 県民の皆さんのご意見を取り入れる取組

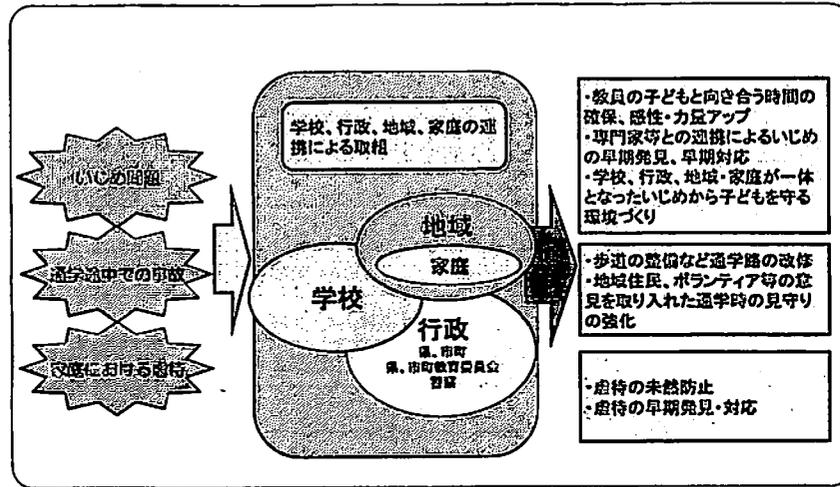
住み心地日本一の滋賀に向けてみんなで考える「未来戦略フォーラム」や、県民、行政が一緒になって政策研究を行う「未来戦略サロン」、市町職員との意見交換などを実施しました。

これらの取組からの意見は、滋賀県基本構想審議会に報告し、課題の掘り起こしや、今後の対応について審議いただきました。

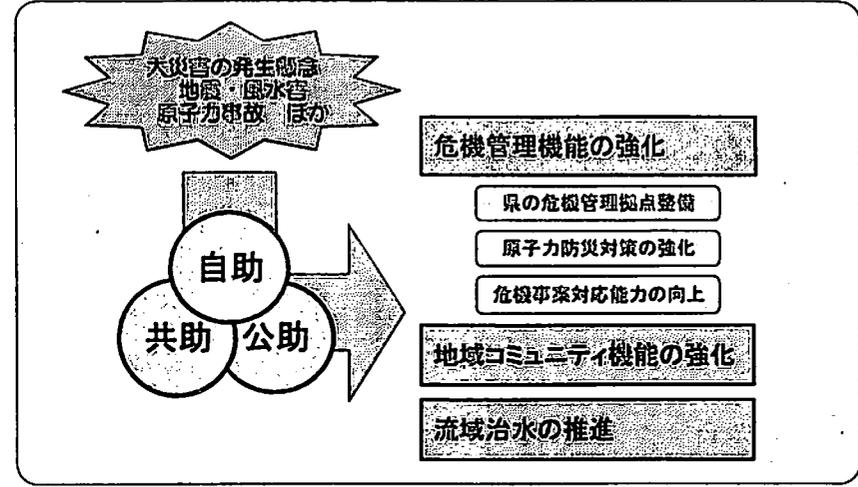
(3) 2013年度版の新たな展開

こうした取組等を受けて、2013年度版には、将来に向けて「不安」を「安心」に変え、「希望」を導くための新たな展開として、次の大きな方向性のもとで、各プロジェクトに事業を盛り込みました。

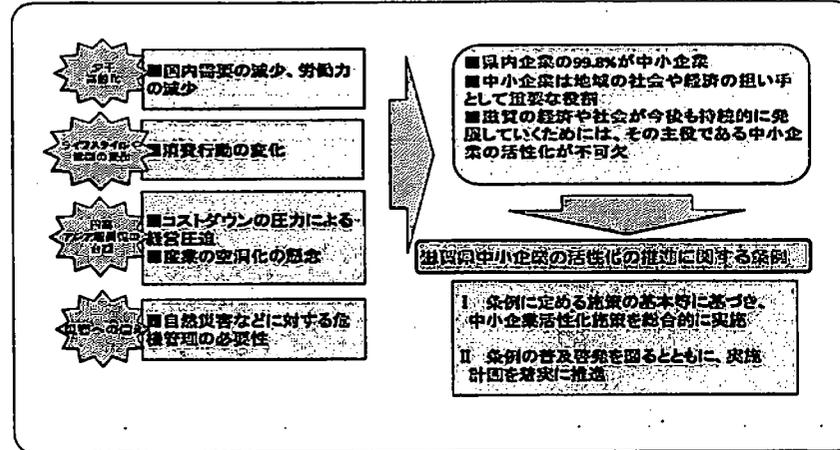
■滋賀の未来を担う子どもの命を守る



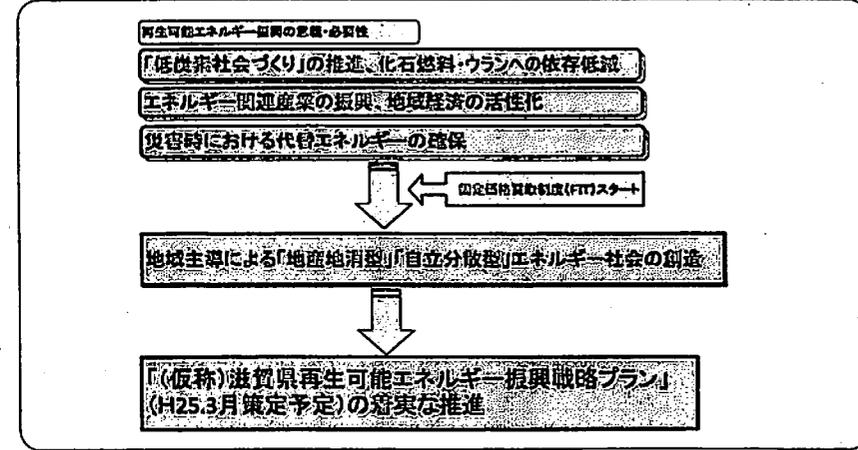
■不安を安心に変える災害への備え



■中小企業の活性化



■再生可能エネルギーの戦略的な振興



(4) 国民体育大会の開催に向けて

滋賀県では、第79回国民体育大会（平成36年度）を招致していくこととしました。国体開催を通じ、スポーツ振興だけではなく、次世代を担う人育てはもちろん、健康、福祉、教育、観光、経済への総合的効果が得られるよう、今後、必要な準備を進めていきます。平成25年度については、「国民体育大会調査事業」として、国体主会場の確保をはじめとする課題の調査および関係機関との連絡調整を行います。

「住み心地日本一滋賀プラン2013」策定の概要

◆「住み心地日本一滋賀プラン2013」掲載事業：166事業

※「住み心地日本一滋賀プラン2012」から新たに加えた事業

：34事業

※内訳は、次のとおり。

■新たに加えた事業

事業名	施策
1 子育て・子育て応援プロジェクト	
「文化芸術の力を教育に」推進モデル事業	1-2
高校生読書率向上プロジェクトの推進	1-2
地域住民と連携したいじめ対策への支援	1-2
県立高等学校の再編の推進	1-3
小中学校における少人数学級編成の拡大	1-3
いじめ問題対応専門員配置事業	1-3
いじめ対策調査研究事業	1-3
スクールカウンセラー等活用事業	1-3
スクールソーシャルワーカー活用事業	1-3
2 働く場への機架けプロジェクト	
女性活躍推進プロジェクト応援事業	2-3
滋賀の女性経営者フォーラム開催事業	2-3
中小企業ワーク・ライフ・バランス対応経営推進事業	2-3
3 地域を支える医療福祉・在宅看取りプロジェクト	
地域リハビリテーション人材養成事業	3-1
自殺予防の推進	3-2
障害者医療福祉・リハビリ相談支援体制の充実	3-3
4 低炭素社会表現プロジェクト	
住宅や公共建築物等の木造化・木質化の推進	4-2

事業名	施策
5 琵琶湖の再生プロジェクト	
南湖のホンモロコにぎわい復活事業	5-1
取り戻せ！つながり再生モデル構築事業	5-3
ラムサールびわっこ大使事業	5-3
6 滋賀の未来成長産業プロジェクト	
農工商連携スタートアップ事業	6-1
規格標準化活動促進事業	6-1
中小企業の海外展開の総合的な支援	6-1
滋賀県・湖南省汚水処理分野における技術協力プロジェクト	6-1
琵琶湖・洞庭湖環境技術研究交流連携事業	6-1
地域活性化のための担い手自立促進事業	6-2
しが医療・健康創生ものづくりイノベーション総合特区推進事業	6-3
7 地域の魅力まるごと産業化プロジェクト	
近江米新品種「みずかがみ」産地化スタートダッシュ事業	7-1
未来志向の「近江牛」ブランド化事業	7-1
広めようおいしいピワマス作戦事業	7-1
文化財保存基金を活用した文化財保存修理等の推進	7-2
ゆめぶらざ滋賀首都圏情報発信事業	7-2
8 みんなで命と暮らしを守る安全・安心プロジェクト	
防災教育の推進	8-1
いじめから子どもの命を守るための対策支援	8-2
通学時における児童・生徒の交通安全対策事業	8-2

《実施計画体系図》

事業数： 166 事業

1 子育て・子育て応援プロジェクト(25事業) (8ページ)

- 1-1 生まれる前・生まれる時の医療と医療人材を充実します。
- 1-2 自然や文化・芸術についての子どもの体験を量的・質的に充実します。
- 1-3 特色ある学科を設置するなど魅力と活力ある県立学校づくりを進めます。

2 働く場への橋架けプロジェクト(21事業) (13ページ)

- 2-1 地域や企業など現場の人による子どもの多様な職業教育を進めます。
- 2-2 高等学校・大学・企業などとの連携による若者の就職支援と、失業者や離職者への職業訓練を充実します。
- 2-3 女性の就職や社会活動の継続・復帰を応援します。
- 2-4 障害のある人が働く場や自立を目指した地域生活の場を充実します。

3 地域を支える医療福祉・在宅看取りプロジェクト(15事業) (18ページ)

- 3-1 地域医療を担う医師・医療専門職を育成します。
- 3-2 県民の健康づくりや疾病の早期発見・早期治療を支援します。
- 3-3 医療と福祉が連携し、在宅で療養できる体制の整備や地域でのかかりつけ医を確保します。また、地域ぐるみで高齢者を見守る仕組みづくりを進めます。

4 低炭素社会実現プロジェクト(13事業) (23ページ)

- 4-1 鉄道等の公共交通機関や自転車によるエコ交通の促進と、電気自動車等のエコカーへの転換を進めます。
- 4-2 住宅への自然エネルギー導入や省エネ住宅への改修など、低炭素社会を実現するまちづくりを促進します。
- 4-3 経済界と協働して行う地球温暖化対策や中小企業のCO₂排出削減への支援などを行います。

5 琵琶湖の再生プロジェクト(21事業) (27ページ)

- 5-1 琵琶湖の在来魚を増やし、漁獲量を拡大します。
- 5-2 水質汚濁メカニズムの解明など、琵琶湖流域の水環境・生態系の保全・再生を進めます。
- 5-3 環境保全活動を支援し、人の暮らしと琵琶湖のかかわりの再生を進めます。
- 5-4 琵琶湖淀川流域の関係者の参画と連携による流域自治を進め、上下流の枠組みを超えた流域全体の統合的な管理を図ります。

6 滋賀の未来成長産業プロジェクト(26事業)

(35ページ)

- 6-1 環境、医療・健康、モノづくり基盤技術の分野で、新たな分野への挑戦を進めるとともに、アジアをはじめとした海外展開の推進など、県内企業のグローバル化を支援します。
- 6-2 医療、福祉・介護、子育ての分野でのサービス拡大や創業を支援します。
- 6-3 産学官金民連携や地域間連携を進めるとともに、地の利や知の集積を活かし、広域的な視野をもって成長戦略の拠点を形成します。

7 地域の魅力まるごと産業化プロジェクト(23事業)

(42ページ)

- 7-1 消費者に支持される滋賀の農業の確立により、「環境こだわり農産物」や近江米、近江牛、近江茶、湖魚など滋賀の食のブランド力を向上させるとともに、地産地消を進め、消費拡大を図ります。
- 7-2 多様化する観光客のニーズに合わせて、滋賀の自然や歴史・文化の魅力を発信し、滋賀ならではの特性を活かしたテーマ性やストーリー性のあるツーリズムを推進するとともに、訪れる観光客をおもてなしの心で迎えることにより、潜在型をはじめとした魅力ある観光を展開します。

8 みんなで命と暮らしを守る安全・安心プロジェクト(22事業)

(48ページ)

- 8-1 県の危機管理機能の強化と、自助・共助による地域防災の組織力の向上を進めます。
- 8-2 重層的な防犯ネットワークづくりや生活に密着した身近な道路を中心とした交通安全対策を進めます。
- 8-3 適正な河川管理と市町との協働による流域治水を進めます。

【実施計画の見方】

- ・事業名、事業内容：計画期間中に実施する事業名、事業内容を記述しています。
- ・事業目標：事業実施により、何をどれだけ達成するのか、現状と平成26年度の目標を表しています。
- ・年次計画：目標の達成に向けた「実施手法」(●印)と「事業計画」を表しています。
- ・所管課：事業を主に所管している課を記載しています。
- ・変更等：事業目標や事業計画の2012年度版からの変更を記載しています。

<実施計画に掲載の事業等に関するお問い合わせ先>

所管課名	電話番号
知事部局	
医務業務課	
医療福祉推進課	
温暖化対策課	
環境政策課	
観光交流局	
企画調整課	
企業誘致推進室	
下水道課	
健康長寿課	
県民活動生活課	
交通政策課	
子ども・青少年局	
自然環境保全課	
障害福祉課	
商業振興課	
商工政策課	
食のブランド推進課	
新駅間題・特定プロジェクト対策室	
新産業振興課	
森林政策課	
水産課	
男女共同参画課	
地域エネルギー振興室	
畜産課	
道路課	
都市計画課	
農産経営課	
農村振興課	
「英の滋賀」発信推進室	
琵琶湖政策課	
文化振興課	
防災危機管理局	
流域政策局	
労働雇用政策課	
病院事業庁	
教育委員会事務局	
学校教育課	
生涯学習課	
びわ湖フローティングスクール	
文化財保護課	
警察本部	
警察県民センター	
交通企画課	
交通規制課	
少年課	
生活安全企画課	
<実施計画全体に関するお問い合わせ先>	
企画調整課	

1 子育て・子育て応援プロジェクト

(総合政策部、琵琶湖環境部、健康福祉部、農政水産部、教育委員会)

【目指す方向】

「子育て環境日本一」を目指し、人のつながりや地域のつながりの強化などにより、子どもを安心して生み、育てられるようにします。
また、子どもの育ちを支えることにより、未来を担う次の世代の力を育みます。

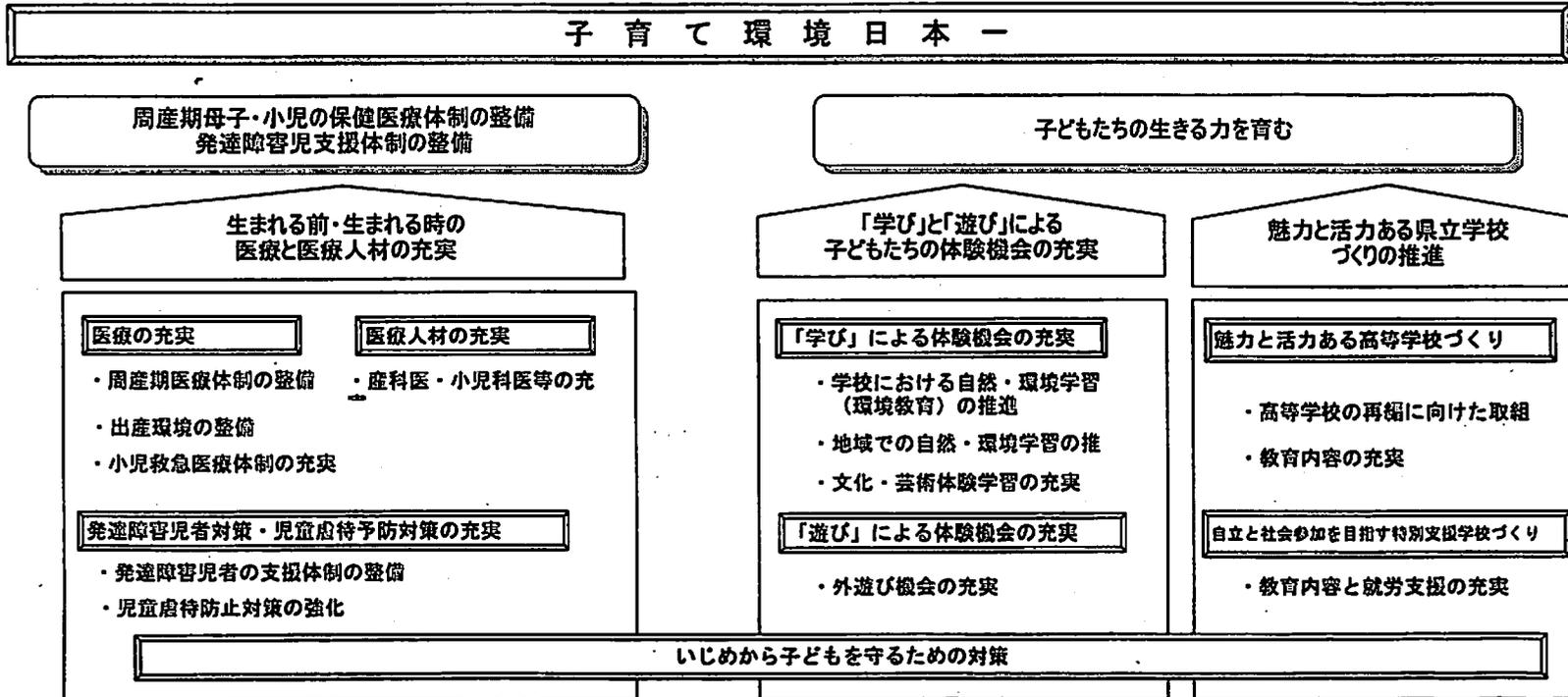
【目標】

- 周産期母子・小児の保健医療体制や発達障害児の支援体制が整備されていること。
- 子どもたちの生きる力が育まれていること。

【平成26年度（2014年度）の目標とする指標】

	H21年度	H26年度(目標)
○産婦人科医数	42人	48人
○発達障害者支援キーパーソン数	9人	42人
○文化・芸術の体験学習を行う児童生徒数	8,949人	14,000人
○子ども体験プログラム提供団体数	80団体	100団体

【展開イメージ】



施策1-1
生まれる前・生まれる時の医療と医療人材を充実します。

○女性人口あたりの産科医数が全国40位と少なく、また、乳児死亡率および新生児死亡率が全国平均より高い傾向にある本県にあって、周産期医療体制の充実や出産環境の整備を図るとともに、産科医、小児科医を確保し、県民が安心して出産できるようにします。

○児童人口の6%を超えると推定されている発達障害がある児童等への相談支援体制を充実するなど、子どもの成育・発達に対する県民の不安を解消します。

○県内の児童虐待相談件数は、年々増加し、本県の虐待相談件数の対18歳未満人口比は全国的にも高い状況にあります。平成22年3月に改訂した滋賀県児童虐待防止計画により、虐待の未然防止から、早期発見・対応、保護・ケアや家庭再統合までの切れ目のない支援を行います。

事業名	事業内容	事業目標 (当初～H26目標)	年次計画				所管課 変更等
			H23	H24	H25	H26	
新生児の治療・周産期医療体制の充実	総合(地域)周産期母子医療センターの運営支援、NICUの拡充、緊急搬送コーディネーターを設置するとともに、NICU等長期入院児の受け皿となる後方病床、後方病院の確保および週院支援を進め、円滑に在宅療養等へ移行できる体制を整備する。	○NICU(新生児集中治療管理室)ベッド数 28床(H21年度)→34床(H26年度) ○小児保健医療センターのNICU後方病床 0床(H24年度)→2床(H26年度) ※1	●NICU(新生児集中治療管理室)の拡充 NICUベッド数 28 NICUベッド数 31 NICU後方病床 2床 ※1 NICU後方病床 2床 ※1				健康長寿課 ※1 新規設定
助産師外来・院内助産所開設推進事業	助産師外来・院内助産所の開設を推進する。	○助産師外来・院内助産所の設置病院数 7病院(H22年度) →11病院(H26年度)	●助産師外来・院内助産所の拡充 病院数 8病院 病院数 9病院 病院数 10病院 病院数 11病院				医療薬務課
小児救急医療体制の充実・小児救急電話相談事業	医療スタッフおよび空床ベッドを確保し、病院群輪番制を確保するとともに、小児救急電話相談を実施する。	○病院群輪番制の確保 全圏域で実施(H22年度) →全圏域で実施(H26年度) ○小児救急電話相談の実施 365日(夜間および休日)(H22年度) →365日(夜間および休日)(H26年度)	●小児科の病院群輪番制の確保 全圏域で実施 全圏域で実施 全圏域で実施 全圏域で実施 ●小児救急電話相談の実施 365日(夜間・休日) 全県で実施 365日(夜間・休日) 全県で実施 365日(夜間・休日) 全県で実施 365日(夜間・休日) 全県で実施				医療薬務課
産科医・小児科医の充実	医学生や研修医に対して修学・研修資金を貸与し、県内定着を図る。また、大学に周産期医療の寄附講座を設置するなど産科医・小児科医の養成を図る。	○県内定着を条件とした修学資金、研修資金の新規貸与者数 27人(H19～22年度累計) →毎年10人(H23年度～)	●修学資金等の貸与 資金の新規貸与 10人 資金の新規貸与 10人 資金の新規貸与 10人 資金の新規貸与 10人				医療福祉推進課
発達障害児者への支援の充実	(仮称)障害者医療福祉相談モール(H25～)を設置し、複雑困難な相談に高い専門性に対応し、県南部の相談体制を充実する。 また、発達障害者支援キーパーソンを養成し、学齢後期から成人期の発達障害に関する専門的相談支援を実施する圏域相談支援センターの機能を強化する。 さらに、高機能自閉症等の知的障害を伴わない発達障害者に特化した宿泊型生活訓練と就労準備訓練を一体的に実施し、身近な地域で安心して生活できる体制を整備する。	○(仮称)障害者医療福祉相談モール(H25～)における発達障害相談支援件数 261件(H21年度) →760件(H23年度～) ○発達障害者支援キーパーソンの養成数 9人(H21年度) →42人(H26年度までの累計) ○宿泊型生活訓練と就労準備訓練の一体的実施による地域生活移行支援対象者数 —(H23年度) →毎年10人(H24年度～H26年度)	●小児保健医療センター療育部での相談支援 760件 760件 760件 760件 ●発達障害者支援キーパーソンの養成 養成総数23人(年間7人) 養成総数30人(年間7人) 養成総数37人(年間7人) 養成総数42人(年間6人) ●宿泊型生活訓練と就労準備訓練の一体的実施による地域生活移行支援 10人 10人 10人				障害福祉課

事業名	事業内容	事業目標 (当初～H26目標)	年次計画				所管課 変更等
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
児童虐待防止対策の充実	育児疲れや育児不安を抱えた保護者が無料利用権を活用して、保育所が実施する一時預かりを必要ときに利用できるよう、市町の取組を支援する。また、乳幼児悩まぶられ症候群の予防など、妊娠期からの虐待防止の促進を図る。	○一時預かり事業年間延べ利用児童数 37,000人(H21年度) →66,000人(H26年度)	●一時預かり事業利用券の配布 (利用券活用に伴う負担助成) ●一時預かり事業を行う民間保育所の体制強化 一時預かり事業年間延べ利用児童数 45,000人 一時預かり事業年間延べ利用児童数 52,000人 一時預かり事業年間延べ利用児童数 59,000人 一時預かり事業年間延べ利用児童数 66,000人				健康長寿課 子ども・青少年局

施策1-2 自然や文化・芸術についての子どもの体験を量的・質的に充実します。

○近年、子どもの様々な遊びや体験の機会が減少している中、滋養の強みである自然や文化・芸術に直接触れ合うなど、体験学習等の充実を図ることで、豊かな人間性や思いやりの心、好ましい人間関係を築く力、滋養の自然や地域と共生する力など、子どもたちの生きる力を育成するとともに、環境教育の在り方について研究実践を行う。

事業名	事業内容	事業目標 (当初～H26目標)	年次計画				所管課 変更等
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
低炭素社会づくり学習支援事業	地球温暖化防止活動推進員等が学校や地域に向き学習を進める。	○学校・地域団体における低炭素社会づくり学習の実施回数 — (H22年度) →420回(H23～26年度累計) ※1	●低炭素社会づくり学習の実施 学習の実施 学校 50回 地域 50回 学習の実施 学校 40回 地域 60回 学習の実施 学校 50回 地域 70回 ※2 学習の実施 学校 40回 地域 50回				温暖化対策課 ※1 400→420に変更 ※2 学校40回・地域60回→学校50回・地域70回に変更
体系的な環境学習推進支援事業	幼児の自然体験型環境学習や小学校等におけるエコ・スクールの実践等を支援するとともに環境学習の状況調査を実施し、体系的な環境学習の展開を図る。	○幼児自然体験学習指導者実践学習会の参加回数 — (H22年度) →100回(H23～26年度の累計) ○エコ・スクール実施校 — (H22年度) →20校(H26年度)	●幼児自然体験学習指導者実践学習会の実施 学習会参加回 25回 学習会参加回 25回 学習会参加回 25回 学習会参加回 25回 ●エコスクール実施校の支援(表彰、教材支援等) 実施校の拡大 実施校 20校				環境政策課
「うみのこ・やまのこ・たんぼのこ」体験学習の推進	学習船「うみのこ」による航海学習や、森林環境学習、風車体験学習を実施し、子どもたちの環境に主体的にかかわる力や、人と豊かにかかわる力を育成するとともに、びわ湖や森林、風車への理解を深める。	○びわ湖フローティングスクール事業実施学校数(小学5年生対象) 全小学校(244校)(H21年度) →全小学校(H26年度) ※全小学校には特別支援学校等を含む ○やまのこ事業実施学校数(小学4年生対象) 241校(H21年度) →全小学校(H26年度) ※全小学校には特別支援学校等を含む ○たんぼのこ体験事業実施学校数(小学生対象) 198校(H21年度) →全小学校(H26年度)	●学習船「うみのこ」による航海学習の実施 全小学校で実施 全小学校で実施 全小学校で実施 全小学校で実施 ●森林環境学習の実施 全小学校で実施 全小学校で実施 全小学校で実施 全小学校で実施 ●風車体験学習の実施 全小学校で実施 全小学校で実施 全小学校で実施 全小学校で実施				びわ湖フローティングスクール 森林政策課 食のブランド推進課
次世代文化芸術推進事業	学校等と文化施設・芸術家等との連携により、子どもたちが本物の文化・芸術を体験する取組を推進する。	○小・中・高校等において文化・芸術の体験学習を行う児童生徒数 8,949人(H21年度) →14,000人(H26年度) ○びわ湖ホールにおいてびわ湖ホール舞台芸術体験事業(「ホールの子」事業)に参加した児童生徒数 — (H22年度) →10,400人(H26年度)	●学校等と文化施設・芸術家等との連携による文化・芸術体験学習の実施 児童生徒数 10,250人 児童生徒数 11,500人 児童生徒数 12,750人 児童生徒数 14,000人 ●びわ湖ホールにおけるびわ湖ホール舞台芸術体験事業(「ホールの子」事業)の実施 2公演 3,000人 4公演 5,200人 6公演 7,800人 8公演 10,400人				文化振興課

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 変更等
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
しがこども体験学校	琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境や身近な社会環境をフィールドとした、しがこども体験学校の体験プログラムを県内小学生に配布し、さまざまな体験活動の機会を提供する。	○しがこども体験学校の子ども体験プログラム提供団体数 80団体(H21年度) →100団体(H26年度)	●しがこども体験学校・体験プログラムの配布(県内全小学生対象) ●しがこども体験学校・子ども体験プログラム提供団体の募集 しがこども体験プログラム提供団体数 85団体 しがこども体験プログラム提供団体数 90団体 しがこども体験プログラム提供団体数 95団体 しがこども体験プログラム提供団体数 100団体				子ども・青少年局
「地域の力を学校へ」推進事業	「しが学校支援センター」に学校支援ディレクター等を設置し、豊富な知識や経験を持つ地域の人々や企業・団体・NPO等の力を子どもの教育に生かす仕組みづくりを推進する。	○学校支援ディレクターがコーディネートして、連携授業を実施した学校数 39校(H21年度) →55校(H26年度)	●学校支援ディレクター等による連携授業のコーディネート 43校で実施 46校で実施 50校で実施 55校で実施				生涯学習課
「文化芸術の力を教育に」推進モデル事業	文化芸術の力で、子どもたちの心を豊かにし、コミュニケーション能力の育成や、一体感・連帯感を得ることを通じ、いじめが起らないような心の育成につなげるプログラムをモデル的に実施する。	○芸術表現活動を取り入れたグループ・ワークショップ型の授業プログラムを行う学校数 — (H24年度)→延べ6校(H26年度)	●芸術表現活動を取り入れたグループ・ワークショップ型の授業プログラムの実施 3校で実施 3校で実施				文化振興課
高校生読書率向上プロジェクトの推進	高校生による「ビブリアバトル」(書評合戦)の普及・啓発を行い、高校生の読書率向上を図る。	○1か月に1冊以上本を読む高校生の割合 56%(H23年度) →59%(H26年度)	●1か月に1冊以上本を読む高校生の割合 58% 59%				生涯学習課
地域住民と連携したいじめ対応への支援	学校支援地域本部事業の制度を活用し、いじめ対応の視点をもって、地域住民と学校との連携を行う市町に対して支援する。	○いじめ対応の視点をもって、地域住民と学校との連携に取り組む学校支援地域本部数 — (H24年度) →15本部(H26年度)	●いじめ対応の視点をもって取り組む本部数 15本部で実施 15本部で実施				生涯学習課
親子冒険遊び場推進事業	子どもたちが野外での遊びのなかで自然に触れ、さまざまな人と関わりながら育つことができる「冒険遊び場づくり」を推進するため、核となる人材(冒険遊び場リーダー)を育成する。	○冒険遊び場リーダー研修修了者数 — (H22年度) →50人(H23~24年度累計)	●冒険遊び場リーダー研修会等の開催 冒険遊び場リーダー研修修了者 25名(延べ25名) 冒険遊び場リーダー研修修了者 25名(延べ50名)				子ども・青少年局

施策1-3 特色ある学科を設置するなど魅力と活力ある県立学校づくりを進めます。

○生徒の多様なニーズに応えるとともに、高校教育の活性化を図るため、再編計画に基づき高校再編の取組を進めるとともに、教育活動の充実を図るなど、魅力と活力ある学校づくりを進めます。

○学校だけでは解決が困難な事案に対して、学校へ弁護士、医師、臨床心理士等の専門家の緊急派遣を行います。

○厳しい就職状況の中で、特別支援学校等の職業教育の充実を図り、企業就労を進めます。

○学校においてこれまで積み上げてきた教育力を基盤に、専門家との連携を強化し、地域・家庭・学校が一体となって、いじめから子どもを守る環境づくりを進めます。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 変更等
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
県立高等学校の再編の推進	県立高等学校の魅力と活力を一層高め、滋賀の子どもたちに将来にわたって豊かな教育環境を提供するため、平成24年12月に策定した再編計画に基づき高校再編の取組を推進する。	○計画に基づき再編する学校数 ・総合単位制高校の設置 →1校(H26年度) (・統合新校の設置→2校(H28年度)) ・地域に根ざした学校づくり →1校(H26年度) ・職業系専門学科の改編等 →7校(H26年度) ・総合学科の充実→1校(H26年度) ・定時制課程の見直し →2校(H26年度)	●再編計画に基づく新校開設や学科改編等に向けた取組 総合単位制高校の設置、学科改編等 12校				教育総務課

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 変更等
			H23	H24	H25	H26	
確かな自己実現支援事業	継続的な高大連携や高校間の連携を進めることにより、体験的・問題解決的な教育活動等を展開し、生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばし自己実現を図る。	○体験的・問題解決的な教育活動や高度な技能を習得する活動、地域に貢献する活動等に取り込む各年度の学校数 - (H21年度) →15校 (H26年度)	●体験的・問題解決的な教育活動や高度な技能を習得する活動等の実施 15校で実施				学校教育課
小中学校における少人数学級編制の拡大	子どもと向き合う時間を確保し、より一層きめ細かな指導を進め、基礎的・基本的な知識・技能の習得に定着や、児童生徒一人ひとりの個性や能力をのばすため、少人数学級編制を実施する。	○小中学校における少人数学級編制の実施・拡大 小1(国標準)、小2(国加配)、小3および中1、小4～6のいずれか1学年(H24年度) →小1(国標準)、小2(国加配)、小3および中1、小4～6のいずれか1学年、中2、中3 (H26年度)	●少人数学級編制の実施・拡大 小1(国標準) 小1(国標準) 小2(国加配) 小2(国加配) 小3および中1 小3および中1 小4～6のいずれか1学年 小4～6のいずれか1学年 中2、3 中2、3 国の支援を得てさらなる拡大を目指す				教職員課
生徒指導緊急サポート事業	学校だけでは解決が困難な事案や子どもの命に関わる事案等に対して、弁護士、医師、臨床心理士等の専門家による相談体制を整えるとともに学校への緊急派遣を実施する。また、いじめ問題対応専門員との定例で連絡会議を実施し、いじめ問題への対応支援を行う。	○相談体制を整備し学校を支援 (H26年度まで) - (H24年度)→いじめ問題対応専門員との連絡会議を月1回程度開催 (H25年度)	●相談体制を整備し、学校を支援 ●校数の関係機関が一体となった具体的な連携推進 いじめ問題対応専門員との連絡会議12回				学校教育課
いじめ問題対応専門員配置事業	「いじめ問題対応専門員」を各地域に配置し、子どもからの思いを聞き取り、子どもに寄り添いながら、いじめの解決に向けて、学校、市町教委と連携し、子どもを支援する。また、児童生徒のよりよい人間関係を促進するための支援を行う。	○第三者的な立場から子どもに寄り添いながら、いじめ解決に向けた支援を実施 (H25年度まで) - (H24年度)→本部(県立含む)・県内4地域に専門員配置 (H25年度)	●第三者的な立場から子どもに寄り添いながら、いじめ解決に向けた支援を実施 H25年度の取組状況を受けて支援内容を決定 本部(県立含む)・県内4地域に専門員配置				学校教育課
いじめ対策調査研究事業	学級経験者からなる「いじめ対策研究チーム会議」を開催し、いじめ問題の原因と背景について分析・研究を行うとともに、恒久的な対策の策定に向け、専門的な見地からの意見を求める。また、教職員に対する研修会等を開催し、教員の資質向上を図る。	○恒久的ないじめ対策の策定 (H26年度)	●恒久的ないじめ対策の策定に向け、専門的な見地から報告を求める。 研究チーム会議、研修会等23回実施 恒久的ないじめ対策の策定				学校教育課
スクールカウンセラー等活用事業	いじめの未然防止、早期対応を促進するため、「いじめから子どもを守るための相談活動推進事業」とあわせて、スクールカウンセラーの相談体制の充実を図る。また、子どもいじめ夜間相談電話を開設し、いじめ等の悩みの相談を受け付ける。	○スクールカウンセラーを県内全ての公立中学校および県立高校に毎月派遣し、相談体制の充実を図る。 - (H21年度)→いじめから子どもを守るための相談活動推進事業と合わせて1校あたり訪問回数1.5～5回 (H25年度)	●いじめ、不登校等の未然防止、早期対応を促進 夜間相談電話「子どもナイトだいやる」				学校教育課
スクールソーシャルワーカー活用事業	社会福祉等の専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを配置することにより、子どもの支援の充実を図るとともに、教職員に福祉的な視点を定着させる。	○スクールソーシャルワーカーを困難な課題を抱える小学校へ配置することにより、児童を取り巻く環境の改善・調整を図る。 - (H22年度)→10市11小学校に配置 (H25年度)	●いじめ、学校不応答等の未然防止、早期対応を促進				学校教育課
県立特別支援学校キャリア教育総合推進事業	障害のある生徒の社会参加と職業的自立を促進するため、キャリア教育アドバイザーを配置し新たな実習・就職先企業の開拓を行う。また、就業体験や就職先企業のフォローアップの充実を行うとともに、一人ひとりの教育的ニーズを把握したキャリア教育を行う。	○高等養護学校各年度卒業者の企業就職者数 19人 (H21年度) →30人 (H26年度)	●教育内容の充実、新たな就労先や就労体験企業の開拓 高等養護企業就職者 22人 高等養護企業就職者 24人 高等養護企業就職者 28人 高等養護企業就職者 30人				学校教育課

2 働く場への橋かけプロジェクト

(総合政策部、健康福祉部、商工観光労働部、教育委員会)

【目指す方向】

人のつながりや地域のつながりを強化することなどにより、若者、女性、障害のある人、高齢者、外国人など、誰もが多様な働く場に参加でき、力を発揮できる環境を整備し、地域社会での安定した生活の糧を確保します。

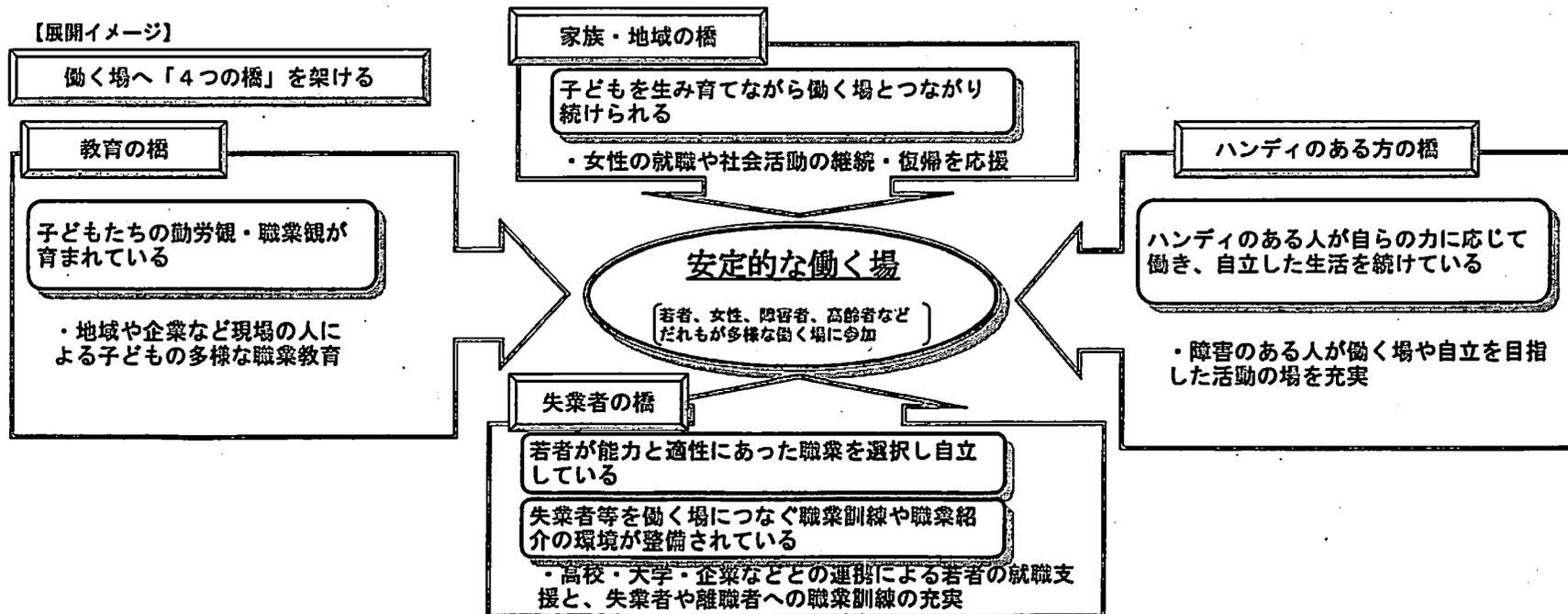
【平成26年度（2014年度）の目標とする指標】

	H21年度	H26年度(目標)
○就業人口の継続的な増加		
○職業訓練受講者の就職率	65%	70%
○男女共同参画センターの支援を受けて活躍する女性の数	18人	100人
○平日の昼間に保育を利用できる児童の数	26,897人	29,000人
○放課後児童クラブの受入人数	8,232人	10,000人
○働き・暮らし応援センターを利用して就業する人の数	287人	500人

【目標】

- 子どもたちの勤労観・職業観が育まれていること。
- 男女を問わず、若者が能力と適性にあった職業を選択し、職業人として自立できていること。
- 失業や転職による離職者を働く場につなぐ職業訓練や職業紹介の環境が整備されていること。
- 子どもを生み育てながら働く場とつながり続けるための環境が整備されていること。
- 高齢者や障害のある人が自らの力に応じて働き、自立した生活を続けることができる環境が整備されていること。

【展開イメージ】



**施策2-1
地域や企業など現場の人による子どもの多様な職業教育を進めます**

○学校から社会・職業へのスムーズな移行や社会人・職業人として自立を図るため、小学生から大学生まで、それぞれの段階に応じた職業体験等の取組を進めることにより、働くことの意義など、しっかりした勤労観・職業観を育成します。

事業名	事業内容	事業目標 (当初～H26目標)	年次計画				所管課 変更等
			H23	H24	H25	H26	
おうみしごと体験事業	小学生から中学1年生までを対象に、職業観、勤労観を育むため、多様な職業を紹介し、実際に仕事の一部を体験させる「おうみしごと体験フェスタ」を開催する。	○おうみしごと体験フェスタでのしごと体験参加者数 － (H22年度) →4,000人(H23年度～)	●おうみしごと体験フェスタの開催 参加者 4,000人 参加者 4,000人 参加者 4,000人 参加者 4,000人				労働雇用政策課
中学生チャレンジウィーク事業	子どもたちの勤労観・職業観を育み、自らの将来の生き方を見出ししていく力を養うため、中学2年生に対し5日間の職場体験を実施する。	○5日間以上の職場体験を実施した公立中学校数 87/100校(H21年度) →全公立中学校(H23年度～)	●5日間以上の職場体験の実施 全公立中学校で実施 全公立中学校で実施 全公立中学校で実施 全公立中学校で実施				学校教育課
普通科におけるキャリア教育推進事業	高等学校普通科におけるキャリア教育を進めるため、外部講師を積極的に活用し、学習内容の充実を図る。また、指定校を設け、1、2年生を対象に就業体験を実施する。	○普通科高校就業体験実施校数 － (H21年度) →6校(H25年度)	●普通科高校における就業体験の実施 2校 4校 6校				学校教育課
職の担い手育成事業	「職の担い手育成推進校」を指定し、地域産業と高校との連携により、インターンシップ等の就業体験など、実践的な体験学習を実施する。	○就業体験の実施校数 － (H21年度) →8校(H23年度～)	●地域産業と高校との連携により実施 8校で実施 8校で実施 8校で実施 8校で実施				学校教育課
伝統産業弟子入り体験推進事業	芸術系大学生や高校生等が、産地組合等の受け入れにより、伝統産業のものづくり体験と研修課題に取り組む。	○伝統産業弟子入り体験者数 － (H22年度) →200人(H23～26年度累計)	●伝統産業のものづくり体験の実施 50人参加 50人参加 50人参加 50人参加				新産業振興課

施策2-2
高等学校・大学・企業などとの連携による若者の就職支援、失業者や離職者への職業訓練を充実します。

○高校や大学などの新規卒業生を含め多くの若者が就職できなかったり、失業した人が再就職できないという大変厳しい状況が続いています。
そのため、支援を必要とする若年求職者に対して、学校や企業、ハローワークが一体になり、相談から就職まで一貫した支援を行うとともに、失業者に対し職業訓練の機会を提供し、再就職を支援します。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 変更等
			H23	H24	H25	H26	
おうみ若者未来サポートセンターの設置	若年求職者に対する支援機関を一体化したおうみ若者未来サポートセンターを設置するとともに、カウンセリング機能を強化するなど、支援策の充実を図る。併せて、サポーター企業の組織化を進め、安定的な雇用の受け皿を確保する。	○おうみ若者未来サポートセンター(ヤングジョブセンター、進賢の三方よし人づくりセンター等)を通じた就職者数 1,672人(H21年度) →1,600人(H26年度)	●おうみ若者未来サポートセンターによる就職支援				労働雇用政策課
			就職者数 1,600人	就職者数 1,600人	就職者数 1,600人	就職者数 1,600人	
求職者総合支援センター事業	中高年齢者および外国人等の離職を余儀なくされた若年求職者の生活の安定および再就職を図るため、求職者総合支援センターを国の制度終了後も引き続き設置し、生活・就労に関する総合的な相談支援を実施する。	○求職者総合支援センターを通じた就職者数 205人(H22年度) →220人(H26年度)	●求職者総合支援センターによる就職支援				労働雇用政策課
			就職者数 220人	就職者数 220人	就職者数 220人	就職者数 220人	
職業訓練の実施による就職支援	高等技術専門学校(米原・草津校舎)において、新規高卒者および離職者に対する職業訓練を実施するとともに、民間教育訓練機関を活用した職業訓練を実施し、就職支援を行う。	○職業訓練受講者の就職率 65%(H21年度) →70%(H26年度)	●高等技術専門学校および民間教育訓練機関を活用した職業訓練の実施				労働雇用政策課
			就職率 68%	就職率 68%	就職率 69%	就職率 70%	

施策2-3
女性の就職や社会活動の継続・復帰を応援します。

○人口減少社会において、女性の活躍推進は不可欠となっているが、女性の労働力率は30歳代に大きく落ち込むM字カーブを描いており、また出産・子育てによる離職後の女性の再就職や継続した就労、社会へ一歩踏み出したい女性を支援する仕組みが十分整備されていない。そこで、進賢の活性化の切り札として様々な分野で女性の能力や潜在的な力の活用が図れるよう女性の活躍を積極的に推進することとし、ワーク・ライフ・バランスの推進や保育所、放課後児童クラブなどの子育て環境の充実を図るとともに、一時預かりや就労相談、職業紹介など就労支援をワンストップで行う窓口を整備します。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 変更等
			H23	H24	H25	H26	
女性活躍推進プロジェクト応援事業	進賢の経済・地域の活性化の切り札として様々な分野で女性の能力や潜在的な力の活用を図る「女性活躍推進プロジェクト」を進めるため、県として取り組む施策を重点的かつ庁内横断的に展開するための検討や女性の活躍の場の拡大に向けた情報発信を行う。	○女性活躍推進展開方策の決定(平成25年度)	●展開方策の検討 ●展開方策の事業化に向けた検討 展開方策の決定 展開方策に基づく事業の展開				男女共同参画課
進賢の女性経営者フォーラム開催事業	県内の各分野で活動している女性経営者が一堂に会し交流することにより、経営者としての女性の社会進出の促進と地域経済の活性化を図る。	○県内女性経営者の参加者数 - (H24年度) →200人(H25、H26年度)	●経営者としての女性の社会進出の促進 参加者数 200人 参加者数 200人				
女性の就労トータルサポート事業(マザーズジョブステーション)	出産や子育てによる離職後の女性の再就職や、社会へ一歩踏み出したい女性、自立をめざす母子家庭の母等を支援するため、就労相談や仕事と子育ての両立に向けたアドバイス、一時預かりの実施、求人情報の提供や職業紹介などの就労支援をワンストップでできるシステムを整備する。	○マザーズジョブステーションを通じた就職件数 - (平成22年度) →400件(平成26年度)	●関係機関調整、開設準備 ●マザーズジョブステーションの開設・運営 年間就職件数 100件 年間就職件数 250件 年間就職件数 325件 年間就職件数 400件				男女共同参画課 子ども・青少年局 労働雇用政策課

事業名	事業内容	事業目標 (当初～H26目標)	年次計画				所管課 変更等
			H23	H24	H25	H26	
女性のチャレンジ支援事業	女性の新たなチャレンジへの支援として、起業やコミュニティビジネス等に向けて講座の実施などを行うとともに、入り口としての相談から社会参画に結びつくまでの継続したサポートを行う。	○男女共同参画センターの支援を受けて起業や社会活動など活躍する女性の数 18人 (平成21年度までの累計) →100人 (平成26年度までの累計)	●女性のチャレンジ相談、チャレンジ支援講座等の実施				男女共同参画課
			センターの支援を受けて活躍する女性の数 50人(累計)	センターの支援を受けて活躍する女性の数 67人(累計)	センターの支援を受けて活躍する女性の数 83人(累計)	センターの支援を受けて活躍する女性の数 100人(累計)	
ワーク・ライフ・バランス企業応援事業	中小企業等におけるワーク・ライフ・バランスの取組を進めるためワーク・ライフ・バランス推進企業の登録や取組促進のための情報提供等により、企業が行う次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定および実践活動を支援する。	○ワーク・ライフ・バランス推進企業登録数(累計) 480件(H22年度) →730件(H26年度)	●ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度の推進				労働雇用政策課
中小企業ワーク・ライフ・バランス対応経営推進事業	ワーク・ライフ・バランスの普及啓発および実践を支援する「中小企業ワーク・ライフ・バランス対応経営推進員」を設置し、中小企業関係団体とセミナーの開催や企業訪問指導によるモデル事例の発信を協働で行い、中小企業関係団体の主体的な取組を促進する。		推進企業登録 500件(累計)	推進企業登録 645件(累計)	推進企業登録 690件(累計)	推進企業登録 730件(累計)	
保育サービスの充実	保護者の子育てと仕事の両立を支援するため、市町による保育所等の計画的な整備や家庭的保育事業を促進し、子どもへの確実な保育の提供を図る。 保育の質の向上を図るため、1、2歳児保育においてこれまで実施してきた市町の保育士加配に対する支援を拡大し、3歳児についても加配を支援する。	○平日昼間の保育利用児童数 ()内は家庭的保育利用数 26,897人(0人)(H21年度) →29,000人(170人)(H26年度)	●家庭的保育事業関連研修会の実施、啓発パンフレットの配布				子ども・青少年局
			●民間保育所等の整備の支援				
			平日昼間保育利用児童数 28,200人(85人)	平日昼間保育利用児童数 28,700人(109人)	平日昼間保育利用児童数 28,900人(135人)	平日昼間保育利用児童数 29,000人(170人)	
			●3歳児保育における保育士特別配置への支援 (低年齢児保育における保育士加配支援の拡大)				
保育人材確保構築事業(保育人材バンク)	保育人材バンクにおいて、保育所で働くことを望む保育士等の登録や登録者への情報提供を行うとともに、資質向上に向けた研修を県内数カ所で開催するなど、潜在保育士の掘り起こしと職場復帰等を促進する。	○保育人材バンク活用による採用決定者数(延べ人数) 8人(H21年度) →100人(H26年度)	●保育人材バンクの運営支援、職場復帰のための研修会の開催、給料聴察紹介事業の実施				子ども・青少年局
			保育人材バンク活用による採用決定者(延べ人数) 20人(延べ40人)	保育人材バンク活用による採用決定者(延べ人数) 20人(延べ60人)	保育人材バンク活用による採用決定者(延べ人数) 20人(延べ80人)	保育人材バンク活用による採用決定者(延べ人数) 20人(延べ100人)	
放課後児童クラブの設置促進	放課後児童クラブの施設整備を支援するとともに、市町に対して運営費補助を行い、クラブの安定的な運営を図る。	○放課後児童クラブ利用児童数(小学1～3年生) 8,232人(H21年度) →10,000人(H26年度)	●放課後児童クラブの整備、運営支援				子ども・青少年局
			利用児童数(1～3年生) 9,200人	利用児童数(1～3年生) 9,450人	利用児童数(1～3年生) 9,700人	利用児童数(1～3年生) 10,000人	
男性の育児休業取得の促進	育児休業を取得する男性を雇用する事業主に対して奨励金を支給し、民間企業における男性の育児休業取得を促進する。	○奨励金を支給する年間事業所数 - (H21年度) →15社(H23年度～)	●男性の育児休業取得を奨励する事業所への支援				子ども・青少年局
			事業所数 15社	事業所数 15社	事業所数 15社	事業所数 15社	

3 地域を支える医療福祉・在宅看取りプロジェクト (健康福祉部、病院事業庁)

【目指す方向】

若い頃からの健康づくりを推進しながら医療を充実させるとともに、人のつながりや地域のつながりを強くすることにより、医療や介護の不安を安心に変え、幸せな最期を迎えることができる“終の住み処”づくりを進めます。

また、医療・福祉分野でのサービス拡大を経済成長につなげます。

【目標】

- 県民が予防の重要性を理解し、健康的な生活習慣を身につけていること。
- どこでも誰でも納得のいく医療を享受でき、地域で安心して生活のできる在宅介護・在宅看取りの体制が整備されていること。
- 医療・福祉・情報ネットワークでの経済的な成長を同時に図ること。

【平成26年度(2014年度)の目標とする指標】

	H21年度	H26年度(目標)
○がん検診受診率	胃がん 45.8% 肺がん 50.2% 大腸がん44.7% 子宮がん36.3% 乳がん 37.2%	各50%以上
○生活習慣病(がん、脳血管疾患、急性心筋梗塞)による年齢調整死亡率 ※人口10万人あたり、基準を昭和60年の年齢構成として調整したもの。	179.9人 (H20年度)	160.0人
○在宅医療を支える機能の整備箇所数	0箇所	8箇所
○地域連携クリティカルパスの実施件数	31件	90件

【展開イメージ】

幸せな最期を迎えられる
“終の住み処”づくり

医療や介護の不安を安心に変え、住み慣れた地域で暮らせるようにする

在宅介護、在宅看取りの体制整備

健康的な生活習慣づくり

地域医療を担う医師・医療専門職の育成

医療と福祉が連携し、在宅で療養できる体制の整備と地域におけるかかりつけ医の確保

県民の健康づくり、疾病の早期発見・早期治療の支援

- ・医師確保対策の推進
- ・看護職員確保対策の推進
- ・医療専門職の育成

- ・在宅医療等の推進
- ・認知症対策の推進
- ・難病対策の推進

- ・がん対策の推進
- ・糖尿病対策の推進
- ・介護予防対策の推進

施策3-1 地域医療を担う医師・医療専門職を育成します。			年次計画				所管課
			H23	H24	H25	H26	変更等
医師確保対策の推進	医師養成奨学金貸与者のキャリア形成や女性医師の継続就業支援などの医師確保対策の実施拠点としての「医師キャリアサポートしが」の設置運営、魅力ある病院づくり、女性医師の働きやすい環境づくり、働く意欲を引き出す職場環境整備など、医師確保のための対策を総合的に行う。 また、寄附講座の設置、臨床研修医確保・定着プログラム等支援、医師養成奨学金の貸与などにより、学生・臨床研修医等の県内定着を促進する。	○県内定着を条件とした滋賀医科大学奨学金の新規貸与者数 15人(H21~22年度の累計) →40人(H23~26年度の累計)	●医師養成奨学金の貸与				医療福祉推進課
			奨学金の新規貸与 10人	奨学金の新規貸与 10人	奨学金の新規貸与 10人	奨学金の新規貸与 10人	
看護職員確保等対策の推進	看護職員を増やすとともに、地域医療を担う高度な専門的知識と技能を有する看護職員を確保するため、看護職員の養成、確保定着、潜在看護力の活用、資質向上を柱として総合的な対策を実施する。	○看護職員数(常勤換算) 12,249人(H20年) →14,029人(H26年)	●看護職員確保対策の推進				医療業務課
			看護職員数 13,143人	看護職員数 13,453人	看護職員数 13,744人	看護職員数 14,029人	
在宅医療福祉を担う看護職員確保対策の推進	在宅医療福祉を担う訪問看護ステーション等の看護職員の確保・養成を図るため、職場復帰に向けた研修や子育て支援などにより、潜在看護職員の再就業を支援する。	○訪問看護ステーション等への再就業看護職員数 一人(H23年) →135人(H24~26年度の累計)	●在宅医療福祉を担う看護職員の確保・養成				医療業務課
			再就業看護職員数 45人	再就業看護職員数 45人	再就業看護職員数 45人	再就業看護職員数 45人	
地域を支えつなぐ医療専門職育成事業	各医療専門職がそれぞれの分野で自立しながらチームで一体となって地域の医療を支えることができるよう、臨床能力の高い医療専門職の育成を進める。	○地域医療を支える医療専門職育成のための研修プログラム数(職種別) ー (H22年度) →7プログラム(H26年度)	●研修プログラムの検討、研修の実施				病院事業庁
			3プログラム実施	6プログラム実施	7プログラム実施		
地域リハビリテーション人材養成事業	2025年を展望し、高齢者をはじめとした地域で暮らす人たちの生活と支援の変化に対応するため、がんや血管病、認知症になっても地域で健康的に生活できるよう、地域リハビリテーションの中核を担う理学療法士・作業療法士の養成のための調査・検討と、卒業人材の研修システムを構築する。	○H25~ 地域リハビリテーション人材養成のための計画の策定 ○H25 卒後の研修システムの構築	●人材養成のための調査・検討および計画の策定				健康長寿課 医療業務課
			卒後の研修システムの構築	研修システムの運用			

<p>施策3-2 県民の健康づくりや疾病の早期発見・早期治療を支援します。</p>			年次計画				所管課									
			H23	H24	H25	H26	変更等									
健康いきいき21重点化事業 (糖尿病対策、がん計画推進)	<p>糖尿病のおそれがある人や治療中の患者、医療従事者に健康情報等を発信するとともに、医師の生涯教育を支援する。また、糖尿病に関する医療連携を強化し、一般診療所において適切な生活指導が行われるよう体制を整備する。</p> <p>※二次医療圏 特殊または高度専門医療に属する部分を除き、原則として圏域において入院医療までが充足される一般</p> <p>「滋賀県がん対策推進計画」に基づき、がんの予防、早期発見やがん診療連携拠点病院による医療連携体制の整備などによる質の高いがん医療の提供を行い総合的ながん対策を推進。</p>	<p>○糖尿病地域医療連携体制が機能している二次医療圏 — (H22年度) →全圏域(7圏域)(H26年度)</p> <p>○がん検診受診率 H21年度→H24年度以降 胃がん 45.8%→50%以上 肺がん 50.2%→50%以上 大腸がん44.7%→50%以上 子宮がん36.3%→50%以上 乳がん 37.2%→50%以上</p>	<p>●糖尿病地域医療連携体制が機能している二次医療圏</p> <table border="1"> <tr> <td>二次医療圏の整備 数 3圏域</td> <td>二次医療圏の整備 数 4圏域</td> <td>二次医療圏の整備 数 6圏域</td> <td>二次医療圏の整備 数 7圏域</td> </tr> </table> <p>●がん予防事業、がんの早期発見事業の実施</p> <table border="1"> <tr> <td>胃がん 50%以上</td> <td>肺がん 50%以上</td> <td>大腸がん50%以上</td> <td>子宮がん50%以上</td> <td>乳がん 50%以上</td> </tr> </table>				二次医療圏の整備 数 3圏域	二次医療圏の整備 数 4圏域	二次医療圏の整備 数 6圏域	二次医療圏の整備 数 7圏域	胃がん 50%以上	肺がん 50%以上	大腸がん50%以上	子宮がん50%以上	乳がん 50%以上	健康長寿課
二次医療圏の整備 数 3圏域	二次医療圏の整備 数 4圏域	二次医療圏の整備 数 6圏域	二次医療圏の整備 数 7圏域													
胃がん 50%以上	肺がん 50%以上	大腸がん50%以上	子宮がん50%以上	乳がん 50%以上												
介護予防対策の推進	<p>高齢者ができる限り、介護を必要としない、あるいは重度化しないよう、県民の介護予防意識の醸成、介護予防に携わる人材の育成、介護予防を地域で取り組むための仕組みづくりを進める。</p> <p>また、老人クラブ会員自らが行う介護予防の実践の支援や特別養老老人ホームの「個室的なしつらえ」への改修費補助、要介護度の改善に取り組む通所介護事業所等に対する支援、市町や団体が行う効果的な介護予防の取組支援などを行う。</p>	<p>○介護予防従事者研修参加人数 141人(H21年度) →220人(H26年度)</p> <p>○介護予防サポーターの養成数 — (H23年度) →300人(H26年度)</p>	<p>●介護予防事業従事者を対象にした研修会の開催</p> <table border="1"> <tr> <td>研修会の開催 3回 参加人数 150人</td> <td>研修会の開催 3回 参加人数 165人</td> <td>研修会の開催 4回 参加人数 180人</td> <td>研修会の開催 4回 参加人数 220人</td> </tr> </table> <p>●介護予防サポーターの養成</p> <table border="1"> <tr> <td>介護予防サポーター数 100人</td> <td>介護予防サポーター数 200人(累計)</td> <td>介護予防サポーター数 300人(累計)</td> </tr> </table>				研修会の開催 3回 参加人数 150人	研修会の開催 3回 参加人数 165人	研修会の開催 4回 参加人数 180人	研修会の開催 4回 参加人数 220人	介護予防サポーター数 100人	介護予防サポーター数 200人(累計)	介護予防サポーター数 300人(累計)	健康長寿課		
研修会の開催 3回 参加人数 150人	研修会の開催 3回 参加人数 165人	研修会の開催 4回 参加人数 180人	研修会の開催 4回 参加人数 220人													
介護予防サポーター数 100人	介護予防サポーター数 200人(累計)	介護予防サポーター数 300人(累計)														
健康情報の提供	<p>県民に対し、信頼度が高く有用な健康情報をIT等を活用して提供し、県民がいきいきとした生活を送ることができるよう支援を行う。</p>	<p>○県民がIT等を活用してアクセスできる健康情報のコンテンツ数 — (H22年度) →4シリーズ(H26年度)</p>	<p>●IT等を活用した健康情報の提供</p> <table border="1"> <tr> <td>コンテンツ 1シリーズ (新規 1)</td> <td>コンテンツ 2シリーズ (新規 1)</td> <td>コンテンツ 3シリーズ (新規 1)</td> <td>コンテンツ 4シリーズ (新規 1)</td> </tr> </table>				コンテンツ 1シリーズ (新規 1)	コンテンツ 2シリーズ (新規 1)	コンテンツ 3シリーズ (新規 1)	コンテンツ 4シリーズ (新規 1)	病院事業庁					
コンテンツ 1シリーズ (新規 1)	コンテンツ 2シリーズ (新規 1)	コンテンツ 3シリーズ (新規 1)	コンテンツ 4シリーズ (新規 1)													

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 変更等
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
遠隔病理診断体制の整備	病理遠隔診断ネットワークと病理診断教育支援体制を構築し、がんに対する全県的な病理・画像遠隔診断を可能にする。	○病理遠隔診断ネットワークへの参加病院数 — (H22年度) →13病院(H26年度)※1	●病理診断ネットワークの整備、病理診断教育体制の構築				病院事業庁 ※1 10→13 ※2 7→12
自殺予防の推進	精神保健福祉センターに「自殺予防情報センター」を設置し、相談体制の強化等、総合的な支援体制を整備する。	○H25 精神保健福祉センター内に「自殺予防情報センター」を設置			●自殺対策コーディネーターの配置		障害福祉課
					センター設置	センター運用	

施策3-3
医療と福祉が連携し、在宅で療養できる体制の整備や地域でのかかりつけ医を確保します。また、地域ぐるみで高齢者を見守る仕組みづくりを進めます。

○急速な高齢化の進展に対応するため、地域の病院や診療所、医療福祉機関が効果的に連携し、質の高い在宅医療を提供する体制整備や在宅ホスピスケアの推進、在宅医療に携わる診療所の整備を進め、地域で安心して暮らせる環境づくりを進めます。

○難病患者の医療・福祉ニーズが多様化・高度化しているため、地域において重症難病患者を受け入れるための病院間のネットワークの形成やレスパイト入院体制の整備を進め、介護負担の軽減を図ります。

○認知症高齢者が増加するなか、身近な地域で認知症疾患の診断や専門医療相談を受けられる体制等を整備します。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 変更等
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
在宅医療等の推進	<p>病院から在宅まで切れ目のない医療を提供するための仕組みをつくとともに、医療福祉関係者の情報共有と連携機能を備えた拠点を整備し、住み慣れた地域で最期までその人らしい生活を支えるための在宅医療を推進する。</p> <p>在宅療養・在宅看取り体制づくりに向けて、住民の理解の増進と民間の主体的な取組を支援するとともに、圏域ごとに、ビジョンを策定し、圏域が核となる、地域での医療福祉体制の構築を図る。</p> <p>在宅医療と介護を切れ目なく連携させる仕組みづくりには、市町の積極的な関与が必要であることから、在宅医療推進に積極的に取り組む市町をモデル的に支援する。</p> <p>※クリティカルパス 入院から退院までの計画であり、検査の予定や治療の内容、リハビリテーションの計画、いつ頃どの様な状態になれば退院することができるかなどをわかりやすく一覧表にしたもの。</p>	<p>○地域連携クリティカルパスに取り組んでいる病院数を疾患毎（がん、脳卒中、糖尿病、心筋梗塞、大腸骨頸部骨折）に合計した数 31件(H21年度) →90件(H26年度)</p> <p>○在宅療養を支援する設備の整備箇所数 0箇所(H21年度) →8箇所(H25年度)</p> <p>○在宅医療推進に取り組む市町支援 0市町(H24年度) →累計3市町(H26年度)</p>	●地域連携クリティカルパスの導入				医療福祉推進課
			クリティカルパスの件数 50件	クリティカルパスの件数 72件	クリティカルパスの件数 81件	クリティカルパスの件数 90件	
			●情報共有・連携の拠点機能の整備		整備箇所 8箇所	●機能の維持 8箇所	
			●在宅医療推進に取り組む市町支援				
			3市町支援			3市町支援	

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 変更等
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
ICT活用遠隔集中リハビリテーションの推進	将来の医療需要の対策と高齢者等の自立を図るため、ICTを活用した遠隔集中リハビリテーションシステムの構築を進める。	○ICTリハビリ対象病床数 0床(H24年度) →20床(H26年度)		●ICTリハビリテーションシステムの構築・運用			病院事業庁
			システム検討	病床数 20床	病床数 20床		
認知症者対策の推進	認知症の早期発見、早期診断への対応により、発症初期から状況に応じ、医療と介護が一体となった認知症の人への支援体制の整備を図る。 また、介護現場における認知症ケアについてスーパーバイズできる人材を育成し、認知症介護現地相談を強化する。 さらに、若年認知症の特性に配慮したケアについてのモデル事業を実施し、若年認知症の方とその家族の支援を行う。	○認知症疾患医療センターの設置数 4箇所(H21年度) →6箇所(H26年度) ○認知症相談医数 256人(H21年度) →300人(H26年度) ○認知症ケアアドバイザー等による認知症介護現地相談の実施回数 - (H23年度) →24回(H26年度) ○若年認知症に関する相談件数(もの忘れサポートセンター・しが) 47件(H21年度) →70件(H26年度)	●認知症疾患医療センターの整備				医療福祉推進課
			認知症疾患医療センター数 4箇所	認知症疾患医療センター数 5箇所	認知症疾患医療センター数 6箇所	認知症疾患医療センター数 6箇所	
			●認知症相談医の育成				
			認知症相談医数 271人	認知症相談医数 280人	認知症相談医数 290人	認知症相談医数 300人	
			●認知症ケアアドバイザー等による認知症介護現地相談の実施				
			相談回数 8回	相談回数 12回	相談回数 24回		
			●啓発活動の実施、若年認知症の人などへの支援 ※1				
			相談件数 58件	相談件数 60件	相談件数 65件	相談件数 70件	
難病医療連携推進事業	重症難病患者のレスパイト入院を受け入れる体制の整備など患者の療養環境の向上を図る。	○県内病院におけるレスパイト入院受入病院数 18病院(H21年度) →34病院(H26年度)	●入院受入病院に対する環境整備費用を支援、レスパイト入院制度の周知啓発				健康長寿課
			23病院で実施	30病院で実施	32病院で実施	34病院で実施	
障害者医療福祉・リハビリ相談支援体制の充実	知的障害、発達障害、ひきこもり、高次脳機能障害など、複雑困難な相談に高い専門性で一貫した対応を行うワンストップによる相談体制の強化を図ります。また、リハビリテーションにかかる相談サービスを一元的に提供できる環境整備を行います。	○H25(仮称)滋賀県障害者医療福祉相談モール設置 ○H25(仮称)リハビリテーション相談プラザ設置	●専門相談機関の再構築によるワンストップによる相談支援の強化				障害福祉課
			モール設置	モール運用			
			プラザ設置	プラザ運用			

4 低炭素社会実現プロジェクト

(総合政策部、琵琶湖環境部、商工観光労働部、農政水産部、土木交通部)

【目指す方向】

化石燃料にできるだけ依存しない社会構造、産業構造への転換を図り、持続可能な低炭素社会を築くとともに地球温暖化防止関連ビジネスの集積や技術革新を通して経済成長を図ります。

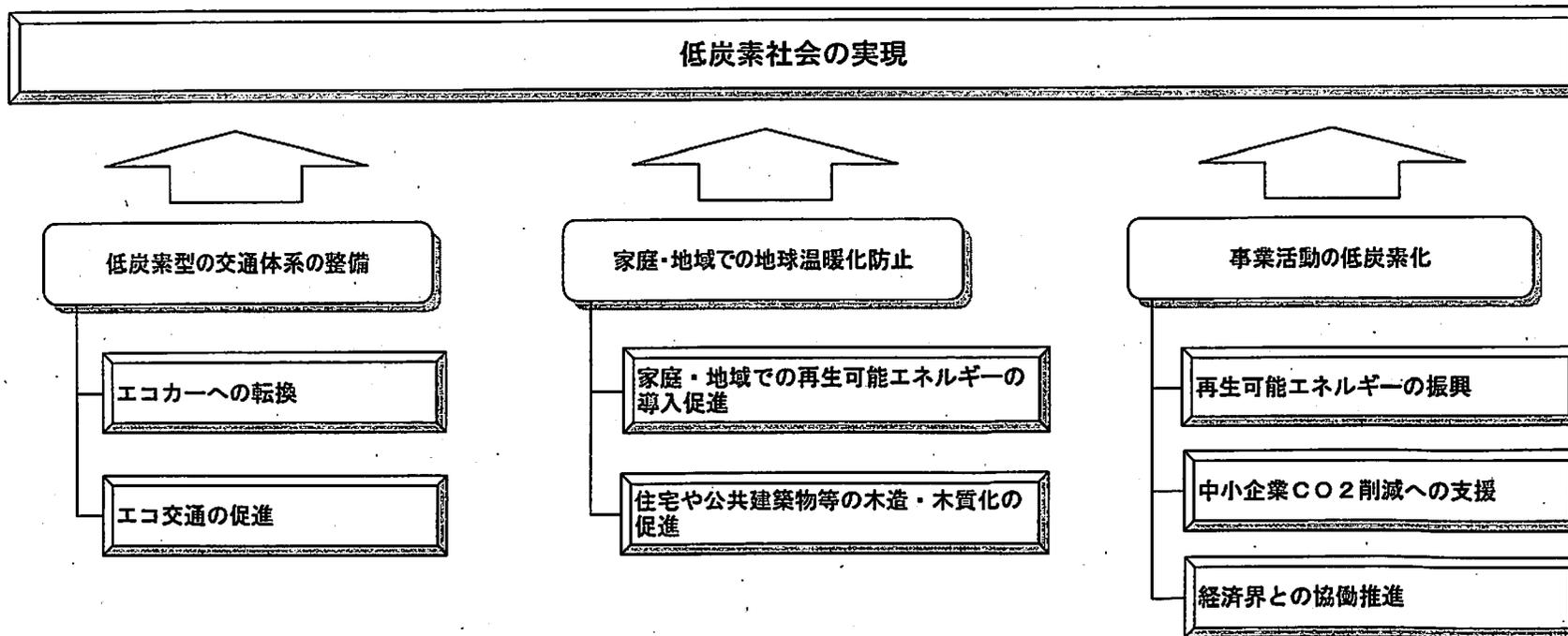
【目標】

- 低炭素型の交通体系が整備されていること。
- 家庭での地球温暖化防止が進んでいること。
- 事業活動の低炭素化が進んでいること。

【平成26年度（2014年度）の目標とする指標】

○滋賀県域の温室効果ガス排出量
(平成2年比) $\Delta 2.6\%$ (H19年) \longrightarrow $\Delta 50\%$ (H42年)

【展開イメージ】



施策4-1
鉄道等の公共交通機関や自転車によるエコ交通の促進と、電気自動車等のエコカーへの転換を進めます。

○環境負荷低減につながる交通体系を構築するための新たな交通ビジョンを策定するとともに、マイカー中心の交通体系から自転車利用へのシフトを図るため、推進体制の構築や普及啓発を進めます。
 ○電気自動車の普及促進のため、官民一体の推進体制のもと初期需要の創出策を進めます。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 変更等
			H23	H24	H25	H26	
電気自動車の普及促進	官民一体となった推進体制のもと、充電インフラの整備や初期需要の創出に向けた取組を推進し、電気自動車の普及を促進する。	○電気自動車用充電インフラの整備数(県の支援によるもの) ・200V 充電設備 17基(H22年度) →177基(H23年度) ・急速充電器 0基(H22年度) →3基(H23年度) ○電気自動車の導入支援台数 - (H22年度) →20台(H23~24年度累計)	●滋賀県電気自動車等普及推進ネットワークによる取組の推進 200V整備数160基 急速整備数 3基 支援台数 10台	民間での取組拡大 民間での取組拡大 支援台数 10台	民間での取組拡大 民間での取組拡大 支援台数 10台	●民間取組への側面的な支援	温暖化対策課
魅力ある滋賀交通ネットワークの構築	高速交通網と生活交通とのネットワーク化や新たな交通システムの導入可能性検討など、環境負荷低減につながる持続可能な交通ネットワークづくりを進める。	○滋賀交通ビジョンの策定(H24年度)	●滋賀交通ビジョンの検討、懇話会の開催、データの収集				交通政策課
自転車利用の促進	マイカー中心の交通体系から、人にも環境にもやさしい自転車の魅力を高め、利用しやすい体制の構築、普及啓発を進める。 ※コミュニティサイクル 共用の自転車を通常のレンタサイクルのように借りた場所に返すだけでなく、他の複数の駐輪場(サイクルポート)でも貸出・返却ができるシステム	○電動補助自転車の率先導入台数 - (H22年度) →54台(H23~25年度累計) ○自転車利用促進のモデル事業実施地域数 - (H22年度) →4地域(H24~25年度累計) ※平成23年度に前倒して8地域実施済み ○コミュニティサイクルの社会実験 - (H22年度) →1箇所(H26年度) ※滋賀県自転車利用促進協議会での議論により実施を見送り	●電動補助自転車の率先導入・活用 導入台数 18台	導入台数 18台 ●目指すべき方向性を示したプランの策定	導入台数 18台 ●自転車利用の啓発 ●自転車利用促進モデル事業 ※平成23年度に前倒して8地域実施済み		温暖化対策課 交通政策課

施策4-2
住宅への自然エネルギー導入や省エネ住宅への改修など、低炭素社会を実現するまちづくりを促進します。

○家庭部門での温室効果ガスの排出が増加しており、個人の住宅に太陽光発電システムの設置推進を図るとともに、公共的施設等への再生可能エネルギーの導入を推進します。
 また、各家庭にあった温暖化対策に取り組むことができるよう省エネ診断の場づくり、機会の提供を行うとともに、地域における低炭素社会づくりに関する活動を支援します。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 変更等			
			H23	H24	H25	H26				
太陽光発電システム導入の推進	太陽光発電システムの導入および節電・省エネ行動を行う個人に対して支援を行う。	○住宅への太陽光発電システム導入累計件数(県の支援によるもの) 2,717件(H17~H21) →5,967件(H25年度末までの累計) ※1	●住宅への太陽光発電システム導入支援 導入累計 3,887件 (新規 250件)	●太陽光発電システムの普及啓発 ●既築住宅への太陽光発電システム導入支援 導入件数 1,000件		導入件数 1,000件 ※2	各家庭での導入拡大	温暖化対策課 ※1 4,967(H24) →5,967(H25) に変更 ※2 新規設定		
公共的施設等への再生可能エネルギーの導入推進	再生可能エネルギーの普及のため、防災拠点となる県内の施設に太陽光等の再生可能エネルギーシステムを設置する事業に対して支援を行う。	○再生可能エネルギーシステム導入累計件数(県の支援によるもの) —(H23) →45件(H26年度末までの累計)		●公共施設の導入拡大、再生可能エネルギー導入気運の醸成 導入件数 15件			導入件数 15件	導入件数 15件	温暖化対策課	
農村地域再生可能エネルギー活用推進	農村の活性化と農家の低コスト化、低炭素社会の実現に向け、地域ぐるみで農業水利施設を利用した身近な再生可能エネルギーを作り、活用する事業モデルを検討し、国への支援制度提案と併せて滋賀らしい地産地消システムの構築に繋げる。	○可能性の調査、検討(H24年度) ○実証調査・検証、再生エネ導入促進に向けた普及・支援(H25~26) 実証調査・検証 6箇所 ○国へ支援制度の提案	●可能地点調査 ●モデル地区での検討	●再生エネ導入促進に向けた普及・支援 ※1 実証調査・検証 6箇所 ※1 ●国への政策提案				耕地課 ※1 新規設定		
省エネ診断等地域支援活動の推進	「省エネ診断」を県内各地で開催するとともに、民間団体の地域における低炭素社会づくりに関する活動を推進するなど、節電対策も含めた地球温暖化防止に向けた取組を推進する。	○「省エネ診断フェア・セミナー」の県内での開催回数 —(H22年度) →51回(H23~25年度累計) ○「低炭素地域づくり活動計画」を作成する団体数 —(H22年度) →80団体(H23~26年度累計)	●「省エネ診断フェア・セミナー」の開催 開催回数 7回	開催回数 22回		開催回数 22回		温暖化対策課		
住宅や公共建築物等の木造化・木質化の推進	県産の原木や製材品が容易に調達できる流通体制の確立に向け、流通調整機能の強化や流通コーディネーターの設置の取り組みへの支援を行う。	○県産材の素材生産量 42,000m3(H21) →59,000m3(H26)	●低炭素社会づくり活動への支援 20団体で計画作成	20団体で計画作成		20団体で計画作成		20団体で計画作成	●関係機関による流通体制運営の検討 ●流通コーディネーターの配置 県産材の素材生産量 59,000m3	森林政策課

施策4-3
経済界と協働して行う地球温暖化対策や中小企業のCO2
排出削減への支援などを行います。

○県内企業、産業界では低炭素社会実現に向けて積極的な活動も行われていますが、厳しい経済環境の中で一層の促進策が望まれています。
 このため、低炭素社会実現に貢献する事業者を評価する手法を検討し、企業の温暖化対策に向けた取組を支援します。
 また、化石燃料（有限資源）への依存の低減や関連産業の振興の観点から再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、県内中小企業の省エネに向けた取組に対して支援を行います。さらに、滋賀の経済界と県が協働で、低炭素経済の実現に向けた取組や事業革新を牽引するプロジェクトを推進します。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 変更等
			H23	H24	H25	H26	
再生可能エネルギーの振興	再生可能エネルギーの導入や関連産業の振興を図るため、滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プラン（H25.3策定）に基づき、着実な振興を図る。	○（仮称）再生可能エネルギー振興戦略プランの策定（H24年度） ○地域協議会による再生可能エネルギーの導入検討数 →6地域（H25年度） ○事業所の再生可能エネルギー等の設備導入団体数 →40団体（H25年度）	●戦略プランの策定 ●様々なエネルギー源や電力系統の調査研究 戦略プラン策定		●普及、啓発の充実、相談体制の強化 ※1 ●地域協議会による導入検討等支援 ※1 3地域 3地域 ●事業所における設備導入支援 ※1 20団体 20団体		地域エネルギー振興室 企画調整課 ※1 新規設定
低炭素社会実現に貢献する事業者評価手法の検討調査	低炭素社会実現のための新条例で事業者、行政が具体的に行動するために必要となる手法の開発に向けた調査を行う。	○事業者評価手法の確立（H24年度）	●評価手法の開発、立入調査マニュアル作成 事業者評価手法の確立		●データ等調査、技術アドバイス 評価手法の様々な案種への展開		温暖化対策課
民間事業者等による節電・省エネの取組支援	県内中小企業等に対して、省エネ診断の支援や省エネ設備整備への補助を行うことにより、節電・省エネ行動を支援するとともに、その普及啓発を進める。	○県内の中小企業等々の省エネ診断を受けた団体数 →40団体（H25～26年度） ○県内の中小企業等々の省エネ設備整備団体数 →20団体（H25～26年度）	●県内中小企業のCO2削減に向けた普及啓発 ●省エネ診断支援 15団体 20団体 ※1 20団体 ※1 ●設備整備支援 8団体で整備 15団体で整備 10団体で整備 ※2 10団体で整備 ※2				地域エネルギー振興室 ※1 目標を新規設定 ※2 目標を新規設定
滋賀エコ・エコノミープロジェクトの推進	経済界と協働で「滋賀エコ・エコノミープロジェクト」を推進し、低炭素経済の実現に向けた取組を進める。	○しが低炭素リーダー賞の実施回数 1回（H22年度） →1回（H23年度～） ○「低炭素化技術開発・実証化」支援制度の構築（H23年度）	●「しが低炭素リーダー賞」などの実施 1回開催 1回開催 1回開催 1回開催 ●制度の検討 ●制度の推進 制度の構築				温暖化対策課
低炭素化技術開発・実証化の補助支援	「滋賀エコ・エコノミープロジェクト」に参画する中小事業者等が行う、低炭素社会の実現にかかる新製品、新技術に関する研究・試作開発や実証化を支援を進める。	○県内の中小企業等々の低炭素技術開発・実証化補助する件数 -（H23年度） →9件（H24～26年度累計）	●「低炭素技術開発・実証化補助」の実施 ●補助制度の検討 補助件数 3件 補助件数 3件 補助件数 3件				新産業振興課

5 琵琶湖の再生プロジェクト

(琵琶湖環境部、農政水産部、土木交通部、教育委員会)

【目指す方向】

森林からつながる集水域も含めた琵琶湖環境の再生に向けた取組を、国や下流府県等と連携して進めるとともに、琵琶湖淀川流域での広域的課題に対応し、水質、生態、文化を含めて、総体として健全な琵琶湖を次世代に引き継ぎます。

また、これらの取組により環境関連産業などを振興させ、経済成長を図るとともに、琵琶湖を地域の誇りとしてよみがえらせます。

【目標】

○健全な生態系と安全・安心な水環境が確保されていること。

○琵琶湖が保全・再生され、遊・食・住などの人の暮らしと琵琶湖の関わりが再生し、県民の誇りとなっていること。

○統合的な視点から琵琶湖淀川流域の管理を行う流域自治の仕組みが構築され、関西圏での琵琶湖の存在感が高まっていること。

【平成26年度（2014年度）の目標とする指標】

	H21年度	H26年度(目標)
○琵琶湖漁業の漁獲量（外来魚を除く）	1,368トン (H20年)	2,100トン (H26年)
○内湖再生に関する全体ビジョンの作成		
○流域自治会議の設立と運営		

【展開イメージ】

健全な琵琶湖の次世代への継承

健全な生態系と
安全・安心な水環境の確保

琵琶湖と人の暮らしとの関わりの再生

統合的な視点からの
琵琶湖淀川流域の管理

水質汚濁メカニズムの解明など、
琵琶湖流域の水環境・生態系の保全・再生

琵琶湖の在来魚を増やし、
漁獲量を拡大

環境保全活動を支援し、
琵琶湖と人の暮らしとの関わりを再生

琵琶湖淀川流域の関係者による
流域自治の推進と
流域全体の統合的な管理

水質メカニズムの解明と対策

湖底酸素濃度と生き物の関係の究明

内湖の価値評価と再生

水草・カワウ対策

ヨシ群落の造成や南湖の
湖底改善

在来魚の漁獲量拡大

外来魚の除去と活用

環境保全活動の団体数拡大

環境保全活動の団体数拡大につな
がる琵琶湖との関わりの促進

琵琶湖淀川流域での関わりの促進

流域自治の推進

施策5-1 琵琶湖の在来魚を増やし、漁獲量を拡大します。			年次計画				所管課
			H23	H24	H25	H26	変更等
ヨシ群落造成・再生事業	ニゴロブナ等コイ科魚類の産卵をはじめ様々な生きものの生息・繁殖の場として重要なヨシ群落を造成・再生する。	○ヨシ帯造成面積 24.1ha (H21年度までの累計) →26.7ha (H23年度までの累計) →36.7ha (H31年度までの累計)	●ヨシ帯の造成 ●H24年度以降のヨシ帯造成計画の策定 H24年度～H31年度に約10haを造成 造成面積 1.4ha 造成面積 1.0ha				水産課 琵琶湖政策課 ※1 0.1ha→0.18ha ※2 0.1ha→0.18ha
		○ヨシ群落再生面積 8.7ha (H21年度までの累計) → 9.9ha (H24年度までの累計) →10.3ha (H26年度までの累計)	●失われたヨシ群落の再生 ●環境調査(新規箇所) ●測量・施設設計 再生面積 0.18ha ※1 再生面積 0.18ha ※2				
砂地造成事業	南湖において掘砂により砂地造成を行いセタシジミ漁場の再生を進めるとともに、稚貝を放流してセタシジミの生息量の増大に努める。	○掘砂による砂地造成面積 13.5ha(H21年度までの累計) →46.5ha(H26年度までの累計)	●掘砂による砂地の造成 造成面積 5.5ha 造成面積 5.5ha 造成面積 5.5ha 造成面積 5.5ha				水産課 流域政策局 ※1 セタシジミ稚貝の放流数20億個(H26年度) → 育成稚貝の放流数24百万個(H26年度) に変更
		○セタシジミ稚貝の放流数 10.1億個(H21年度) → 育成稚貝の放流数 24百万個(H26年度) ※1	●セタシジミ稚貝の放流、稚貝生産の効率化 稚貝10億個 育成稚貝 12～24百万個 育成稚貝 12～24百万個 育成稚貝24百万個				

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課				
			H23	H24	H25	H26	変更等				
多様で豊かな在来魚回復事業	水田等を利用したニゴロブナ、ホンモロコ等の稚魚育成技術を開発し、その技術も活用して、各種稚魚の育成技術の一層の安定化、平易化および効率化に努め、水産業界へも支援して、これら魚種やビワマス、アユ、ワタカ、ウナギ等、琵琶湖の在来種の稚魚放流を推進する。	<p>○水田を利用した稚魚生産の基礎的知見の把握(H21年度) →水田を利用したホンモロコ等7魚種の琵琶湖における生息量増加の確認(H26年度)</p> <p>○琵琶湖在来種の稚魚放流数 ・ニゴロブナ(20mm) 1,154万尾(H21年度) →1,200万尾(H26年度)</p> <p>・ニゴロブナ(120mm) 91万尾(H21年度) →120万尾(H26年度)</p> <p>・ホンモロコ ふ化仔魚 1億尾(H21年度) 13~20mm 355万尾(H21年度) →20mm 800万尾(H26年度)</p> <p>・ビワマス 69万尾(H21年度) →70万尾(H26年度)</p> <p>・アユ 46億尾(H21年度) →24億尾(H26年度)</p> <p>○漁場環境学習会参加人数の累計 — (H21年度) →560人(H23~26年度累計)</p>	<p>●実験圃場および農家圃場を活用した各魚種の稚魚生産試験</p>				<p>水田を用いた在来魚資源回復の確認</p>	<p>※1 40万→45万に変更</p>			
			<p>●琵琶湖在来種の稚魚放流</p> <table border="1"> <tr> <td>ニゴロブナ 20mm 800万尾 120mm 90万尾 ホンモロコ ふ化仔魚 1億尾 13~20mm 稚魚 350万尾 ビワマス 70万尾 アユ 24億尾</td> <td>ニゴロブナ 20mm 800~1,200万尾 120mm 90~120万尾 ホンモロコ 20mm 稚魚 800万尾 ビワマス 70万尾 アユ 24億尾</td> <td>ニゴロブナ 20mm 800~1,200万尾 120mm 90~120万尾 ホンモロコ 20mm 稚魚 800万尾 ビワマス 70万尾 アユ 24億尾</td> <td>ニゴロブナ 20mm 1,200万尾 120mm 120万尾 ホンモロコ 20mm 稚魚 800万尾 ビワマス 70万尾 アユ 24億尾</td> </tr> </table>						ニゴロブナ 20mm 800万尾 120mm 90万尾 ホンモロコ ふ化仔魚 1億尾 13~20mm 稚魚 350万尾 ビワマス 70万尾 アユ 24億尾	ニゴロブナ 20mm 800~1,200万尾 120mm 90~120万尾 ホンモロコ 20mm 稚魚 800万尾 ビワマス 70万尾 アユ 24億尾	ニゴロブナ 20mm 800~1,200万尾 120mm 90~120万尾 ホンモロコ 20mm 稚魚 800万尾 ビワマス 70万尾 アユ 24億尾
ニゴロブナ 20mm 800万尾 120mm 90万尾 ホンモロコ ふ化仔魚 1億尾 13~20mm 稚魚 350万尾 ビワマス 70万尾 アユ 24億尾	ニゴロブナ 20mm 800~1,200万尾 120mm 90~120万尾 ホンモロコ 20mm 稚魚 800万尾 ビワマス 70万尾 アユ 24億尾	ニゴロブナ 20mm 800~1,200万尾 120mm 90~120万尾 ホンモロコ 20mm 稚魚 800万尾 ビワマス 70万尾 アユ 24億尾	ニゴロブナ 20mm 1,200万尾 120mm 120万尾 ホンモロコ 20mm 稚魚 800万尾 ビワマス 70万尾 アユ 24億尾								
外来魚駆除事業	外来魚の駆除技術の開発、捕獲や有効利用、発生抑制に取り組むとともに、琵琶湖ルールに基づくリリース(再放流)の禁止徹底、啓発に取り組む。	<p>○外来魚駆除量 358t(H21年度) →350t(H23年度~)</p> <p>○外来魚の釣り上げ回収量 18.2トン(H21年度) →20トン(H23年度~)</p>	<p>●外来魚撲滅対策研究の実施、外来魚駆除、回収事業の実施</p> <table border="1"> <tr> <td>外来魚駆除量 350t</td> <td>外来魚駆除量 350t</td> <td>外来魚駆除量 350t</td> <td>外来魚駆除量 350t</td> </tr> </table>				外来魚駆除量 350t	外来魚駆除量 350t	外来魚駆除量 350t	外来魚駆除量 350t	<p>水産課</p> <p>琵琶湖政策課</p>
			外来魚駆除量 350t	外来魚駆除量 350t	外来魚駆除量 350t	外来魚駆除量 350t					
<p>●外来魚の産卵環境攪乱</p> <p>●オオクチバスの成魚、産卵親魚の集中捕獲の実施 ●効果的なオオクチバス稚魚発生抑制技術の開発</p> <p>●回収ボックス、いけすによる外来魚の釣り上げ回収</p> <table border="1"> <tr> <td>外来魚回収量 20t</td> <td>外来魚回収量 20t</td> <td>外来魚回収量 20t</td> <td>外来魚回収量 20t</td> </tr> </table>				外来魚回収量 20t	外来魚回収量 20t	外来魚回収量 20t	外来魚回収量 20t				
外来魚回収量 20t	外来魚回収量 20t	外来魚回収量 20t	外来魚回収量 20t								

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	変更等
世代をつなぐピワマ スプロジェクト	天野川をモデル地域とし、米原市のピワマスを軸にしたまちづくりを支援するとともに、様々な世代の住民参加のもと、ピワマスが遡上しやすい環境を整備し、ピワマス資源の増殖を図る。	○天野川ピワマス遡上プロジェクトの推進		<ul style="list-style-type: none"> ●ピワマスが遡上しやすい川づくり ●住民参加による川づくり支援 河川環境整備 2カ所 ふ化槽の設置 1小学校 ●ピワマスの産卵環境調査 			水産課 流域政策局
南湖のホンモロコに ぎわい復活事業	ホンモロコは、かつて南湖を主要な産卵繁殖場として利用し、成長とともに北湖へ移動し、産卵期になると再び親魚となって南湖へ帰ってくるという生活をしていた。しかし、現状の南湖は水草の異常繁茂により生息環境が著しく悪化している。そこで、「南湖再生プロジェクト」の一環として、産卵繁殖場から北湖までの連続性を確保した水草刈取りと種苗放流を実施し、ホンモロコのにぎわいを取り戻す。	○モデル水域周辺で育まれたホンモロコの生残率向上と産卵繁殖の再現		<ul style="list-style-type: none"> ●水草刈取りによる漁場環境保全 150ha 150ha(H25と同一箇所継続実施) ●南湖中央部水草除去事業 85ha 85ha(H25と同一箇所継続実施) ●ホンモロコの増産 20mm稚魚100万尾 20mm稚魚100万尾 ●ホンモロコ回復状況の確認 		水産課 琵琶湖政策課 水産課 水産課	

施策5-2
水質汚濁メカニズムの解明など、琵琶湖流域の水環境・生態系の保全・再生を進めます。

○琵琶湖の水質保全について、既存の水質指標から対策を講じるアプローチでは限界があるため、難分解性有機物の水環境に与える影響や湖底の低酸素状況と生物相の関係を究明することなどによって、必要な対策につなげます。
 ○琵琶湖本来の種の多様性を確保するために、南湖の管理に関するガイドラインや内湖再生の指針づくりをはじめ、過剰な水草やカワウに対する施策を進め、生きものの産卵・生息環境の回復を図ります。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 変更等
			H23	H24	H25	H26	
水質汚濁メカニズム解明調査	難分解性有機物の挙動の調査やシミュレーションモデルを用いた有機物収支の把握、難分解性有機物が水環境に与える影響を調査し必要な対策の検討につなげるとともに、新たな有機物管理のための指標の導入に向けた検討を進める。	○新たな有機物指標の導入 (H26年度)	●水質汚濁メカニズム解明調査の実施			新たな有機物指標の導入	琵琶湖政策課
琵琶湖深湖底低酸素化と生物の関係究明	琵琶湖深湖底の低酸素化と生物の関係を究明するため、湖底生物群集を対象に、低酸素化による生態系への影響把握と評価を目指す。	○低酸素化による生態系への影響把握と評価 (H25年度)	●琵琶湖深湖底低酸素化と生物の関係究明 (北湖深底部における湖底生物群集の生物量等の把握)			低酸素化による生態系への影響把握と評価	環境政策課
南湖生態系の順応的管理方法の検討	南湖が抱える様々な問題に計画的に取り組むための評価指標や保全・管理目標を設定するとともに、長期的視野に基づいた施策事業を推進するための順応的管理方法の構築を目指す。	○南湖管理のガイドライン提示 (H25年度)	●南湖生態系の順応的管理方法の検討			南湖管理のガイドライン提示	環境政策課
内湖再生検討事業	在来魚類や水鳥、貴重植物などの生息場所として、また琵琶湖の原風景としての内湖を復活させるため、内湖とその周辺のつながりの一体的な保全・再生に向けた「内湖再生全体ビジョン」を作成する。 また、内湖再生の可能性を検討してきた早崎内湖について、恒久的な内湖化を図る。 西の湖においては、ニゴロブナやホンモロコシの繁殖の場としての内湖の機能を評価する取組を実施する。	○「内湖再生全体ビジョン」の作成 (H24年度) ○西の湖におけるニゴロブナ、ホンモロコシの漁獲状況の把握と琵琶湖の資源への寄与状況の把握 (H26年度)	●内湖再生全体ビジョンの検討、作成			●早崎内湖再生に向けた検討 早崎内湖干拓地(試験湛水区域)の恒久的な内湖化に着手 ※1	琵琶湖政策課 ※1 新規設定
			●西の湖におけるニゴロブナ、ホンモロコシの標記稚魚放流、外来魚の駆除、効果調査の実施			西の湖におけるニゴロブナ、ホンモロコシの漁獲と琵琶湖の資源への寄与状況の把握	水産課

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 変更等
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
水草対策事業	琵琶湖における水草の異常繁茂は、生態系や生活環境に悪影響を及ぼしている。こうした状況を改善するため、沿岸部においては、表層刈り取りを中心に機動的に対処するほか、沖合部においては魚介類の産卵環境の改善など生態系の保全・回復を図るよう根こそぎ除去対策を実施する。	○南湖沿岸部 ・表層刈り取り 約2,370t (H21年度) →約1,200t (H26年度) ※1 ・根こそぎ除去面積 — (H21年度) →100ha (H23～26年度累計)	●南湖沿岸部での表層刈り取り				琵琶湖政策課 ※1 1,550→1,200 に変更 ※2 1,550→1,200 に変更 ※3 1,400→1,200 に変更 根こそぎ除去の継続実施(2年程度)により、表層刈り取り量を減らすことが可能。
		刈り取り量 1,550t	刈り取り量 1,550t	刈り取り量 1,200t ※2	刈り取り量 1,200t ※3		
		●南湖沿岸部での根こそぎ除去					
		沿岸部 50ha	沿岸部 50ha (H23と同一箇所で継続して実施)	沿岸部 50ha (同一箇所でも継続して実施)			
		●南湖沖合北部での根こそぎ除去				●南湖沖合南部での根こそぎ除去	
		40ha	40ha	40ha	40ha	流域政策局	
○南湖沖合南部 — (H21年度) →1,500ha (H23～26年度累計)	●南湖沖合南部での根こそぎ除去				琵琶湖政策課		
沖合部 750ha	沖合部 750ha (H23と同一箇所でも継続して実施)	沖合部 750ha (同一箇所でも継続して実施)					
○赤野井湾 — (H21年度) →3ha (H25～26年度累計)	●赤野井湾でのハスの根こそぎ除去				琵琶湖政策課		
			1.5ha	1.5ha			
○矢橋綿帆島中間水路 除去量 350t (H21年度) →350t (H23年度)	●矢橋綿帆島中間水路の水草除去				下水道課		
除去量 350t 表層刈り取り・根こそぎ除去	除去量 350t 表層刈り取り・根こそぎ除去	H25以降の刈り取り方法および刈り取り量は、H23、H24の効果を検証した上で決定する。					

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 変更等
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
カワウ対策の推進	漁場やアユの産卵場での食害を防止するとともに、竹生島など琵琶湖沿岸地域の生態系の保全を図るため、カワウを集中的に捕獲し、適正な生息数に導く。	○カワウ生息数(春) 32,063羽(H21年度) 10,968羽(H24年度)※1 →管理しやすい程度まで生息数の速やかな削減 ○竹生島の森林植生の維持・復元	●営巣地対策の実施 ●漁場やアユ産卵場における被害防除対策の実施 1.2万羽を捕獲 1.5万羽を捕獲 1.0万羽を捕獲* 1.5万羽を捕獲* <small>*生息数が増減すればそれに応じて捕獲数も増減</small> ●竹生島の植生の維持復元				水産課 森林政策課 ※1 H24年度(春)の生息数に変更 H25年度から目標の変更 年次計画:生息数の減に伴う減

施策5-3 環境保全活動を支援し、人の暮らしと琵琶湖の関わりを再生を進めます。

○暮らし(遊、食、住)の場面で琵琶湖と人との関わりが薄れてきている現在、琵琶湖の保全には、その関わりの再構築が求められています。そのため、環境保全活動に取り組んでいるNPOや団体にとって情報共有、交流の場となる「(仮称)マザーレイクフォーラム」の立ち上げを支援するなど、多くの県民が琵琶湖や環境保全に関心と関わりを持てるようにします。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 変更等
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
琵琶湖再発見事業	住民と琵琶湖との関わりを深めるため、琵琶湖博物館において、企業、団体等と協働して琵琶湖を感じ考える交流機会を創り出し、参加者に湖や暮らしに対する新しい気づきや発見を提供する。	○交流への参加者数 — (H22年度) →4,000人(H23~26年度までの累計)	●琵琶湖を感じ考える交流機会の提供 参加者 1,000人 参加者 1,000人 参加者 1,000人 参加者 1,000人				環境政策課
マザーレイクフォーラム推進事業	多様な主体が、思いと課題を共有し、団体・地域・分野を超えたつながりを育むとともに、マザーレイク21計画の進行管理。評価・提言を行う場となるマザーレイクフォーラムを推進する。	○マザーレイクフォーラム設立(H23年度) ○マザーレイクフォーラムへの参加団体数 — (H23年度) →200団体(H26年度)	●マザーレイクフォーラム設立、運営支援 マザーレイクフォーラム設立 マザーレイクフォーラム自立運営				琵琶湖政策課
地域再発見!参加型移動博物館事業	琵琶湖の自然、歴史、文化に関する展示キットを作成し、県内外の集客施設や公民館などで展示することにより、琵琶湖の総合的理解や環境学習のきっかけとする。	○県内外の集客施設や公民館などでの展示数 — (H22年度) →40箇所(H23~26年度の累計)	●琵琶湖の総合的な理解や環境学習のきっかけとする移動展示の実施 10箇所で開催 10箇所で開催 10箇所で開催 10箇所で開催				環境政策課
新琵琶湖博物館の創造 ~「水といのち」の展示交流空間再構築~	琵琶湖博物館が、時代の変容に適応した「応接と対話」ができる博物館へと進化を遂げ、これを体現する展示とするため、展示交流空間の再構築を図る。	○琵琶湖博物館展示交流空間の再構築を検討	●展示交流空間の再構築を検討 新琵琶湖博物館創造ビジョンの策定 新琵琶湖博物館創造基本計画の策定				環境政策課

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 変更等
			H23	H24	H25	H26	
取り戻せ！つながり再生モデル構築事業	マザーレイク21計画に基づく取組として、《森・川～琵琶湖》と《水田・内湖～琵琶湖》の視点にたち、「内湖再生全体ビジョン」・「マザーレイクフォーラムびわこ会議」等での成果を取り入れつつ、個々の地域に根ざしたつながりの再生を目指す。	○選定3地域におけるつながり再生に向けた取組の検討支援。 (H25～26年度) ○ガイドブックの作成。 (H25～26年度)			●選定3地域におけるつながり再生にむけた取組の検討支援。 ●計画策定までの検討プロセスをガイドブックとして取りまとめ ガイドブックの作成	琵琶湖政策課	
ラムサールびわっこ大使事業	小学生をびわっこ大使として募集し、タイで開催されるKODOMOラムサール国際湿地交流などに派遣し、次世代環境リーダーとして養成する。 ※ESD：持続可能な開発のための教育 (Education for Sustainable Development) の略称	○ESDのためのKODOMOラムサール国際湿地交流(タイ)へ派遣(H25年度) ○ESDの10年最終会合(名古屋市および岡山市)へ派遣(H26年度)			●びわっこ大使の募集 ESDのためのKODOMOラムサール国際湿地交流(タイ)へ派遣 ESDの10年最終会合(名古屋市および岡山市)へ派遣	自然環境保全課	

施策5-4
琵琶湖淀川流域の関係者の参画と連携による流域自治を進め、上下流の枠組みを超えた流域全体の統合的な管理を図ります。

○琵琶湖淀川流域の治水や利水を巡る様々な交渉の歴史を踏まえ、交流などを通して、流域一体となった保全意識の機運を高めるとともに、琵琶湖淀川流域関係者の参画と連携による流域自治を進め、既存の行政の枠組みを超えた統合的な視点からの流域管理を目指します。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 変更等
			H23	H24	H25	H26	
琵琶湖環状線小学生体験学習プログラム支援事業	京都、大阪から鉄道により北びわこ地域を訪れる琵琶湖淀川流域の小学生の体験学習を支援し、琵琶湖や水の大切さ、滋賀の歴史や文化を学習する機会を提供する。	○京都、大阪からの鉄道利用による小学生訪問数(県の支援によるもの) — (H22年度) →3,000人(H23年度～)	●教材作成、PRパンフレット作成、運賃補助 来県小学生 3,000人/年	●運賃補助 来県小学生 3,000人/年	来県小学生 3,000人/年	来県小学生 3,000人/年	交通政策課
琵琶湖・淀川流域小学生交流航海事業(びわ湖フローティングスクール)	琵琶湖淀川流域上下流の子どもたちの交流を図るため、小学生の交流航海を実施する。	○淀川流域(京都府および大阪府)と県内の小学5年生の交流航海 年間6航海(H22年度) →年間6航海(H23年度～)	●淀川流域と滋賀県の交流航海を実施 京都府3校との交流 大阪府3校との交流 (計6航海)	京都府3校との交流 大阪府3校との交流 (計6航海)	京都府3校との交流 大阪府3校との交流 (計6航海)	京都府3校との交流 大阪府3校との交流 (計6航海)	びわ湖フローティングスクール
琵琶湖淀川流域自治推進事業	琵琶湖の保全を図りつつ、琵琶湖淀川流域の持続的発展を図るための統合的流域管理を目指し、琵琶湖の水位のあり方等について関係府県等と連携を図りながら検討・協議を進める。	○流域自治会議の設立と運営(H26年度まで)	●流域自治の具体的取組の検討、関係者との協議 流域自治会議の設立と運営				流域政策局

6 滋賀の未来成長産業プロジェクト

(総合政策部、琵琶湖環境部、健康福祉部、商工観光労働部、
土木交通部、教育委員会)

【目指す方向】

琵琶湖を有する本県で培われてきた環境への取組を活かし、技術革新を推し進めることにより、国際的な潮流も視野に入れながら、環境分野での滋賀らしい持続可能な産業振興を目指します。

医療ニーズや健康増進ニーズに応える技術の研究開発やサービスの発展・向上により、介護分野を含む医療・健康分野における産業振興を目指します。

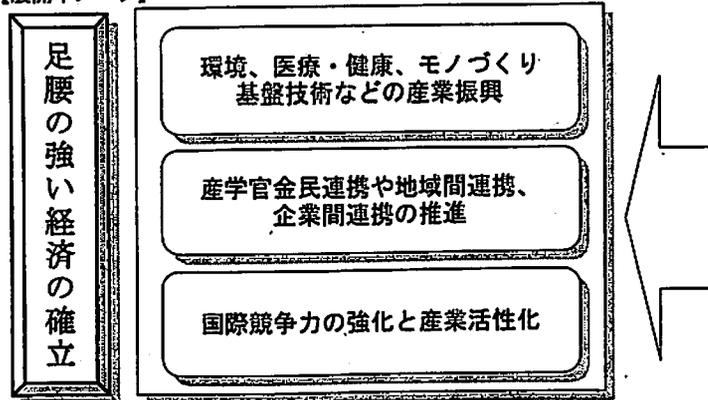
これまでモノづくり県として築いてきた県内製造業の競争力の更なる強化を図るため、県内で育まれた技術や技能を継承・発展させながら、付加価値の高いモノづくり基盤技術の振興を目指します。

高付加価値型企業の県内立地を誘導するとともに、県内の既存産業との強固な結びつきを図り、併せて地域や暮らしに直結した産業を掘り起こします。また、新規成長産業の創造や新たな事業活動への挑戦を支援し、景気に左右されにくい足腰の強い経済を作り上げます。

【平成26年度（2014年度）の目標とする指標】

	H21年度	H26年度(目標)
○工場等立地件数	25件 (H21年)	80件(累計) (H26年)
○新エネルギー・省エネルギー分野でのビジネスマッチング会参加企業数	0社	延160社(累計)
○医療・健康分野での創業数(第二創業を含む)	2件	8件(累計)
○産学官連携等共同研究件数	14件	40件(累計)

【展開イメージ】



【目標】

- “環境”に貢献する多様なビジネスや医療・健康などの分野のビジネス、付加価値の高いモノづくりなど、新たな需要や雇用が生み出される産業が振興していること。
- 県内の大学や試験研究機関と企業との連携による新事業の創出や新商品開発が進むなど、産学官金民連携や地域間連携、企業間連携による取組が増加していること。
- 滋賀の製品やサービスが海を渡り、アジアをはじめ世界での評価が高まるとともに、近隣府県も含めた産業集積や社会資本を活かし、国際競争力の強化と産業活性化が進んでいること。

本県の強みを活かした新たな分野への挑戦やグローバル化支援

医療・健康・介護、子育ての分野でのサービス拡大、地域資源を活用した創業支援

県内産業の空洞化防止、連携の推進と地と知の力を活かした成長戦略拠点の形成

- ・ 中小企業の活性化
- ・ 環境・再生可能エネルギー分野に取り組む県内企業の支援
- ・ 医工連携による研究開発の推進と事業化の支援
- ・ モノづくり基盤技術の振興
- ・ 新分野・ビジネスへの展開を推進
- ・ 中小企業の海外展開を促進
- ・ 省エネ・節電対策の推進
- ・ SOHOビジネス・ITビジネスの促進と企業育成ネットワークの形成
- ・ 地域資源を活かした新商品開発等支援
- ・ 成長産業の誘致
- ・ 戦略拠点の形成
- ・ 渋滞対策の実施、スマートICの整備促進

施策6-1
環境・医療・健康・モノづくり基盤技術の分野で、新たな分野への挑戦を進めるとともに、アジアをはじめとした海外展開の推進など、県内企業のグローバル化を支援します。

○人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、地球温暖化をはじめとする環境問題の深刻化、加速化する経済のグローバル化など急速に変化する社会・経済状況への的確な対応が求められる中、円高や欧州危機など、景気の先行きが非常に懸念される状況にあります。
 こうした中、本県の強みを活かした環境や再生可能エネルギー、医療・健康、モノづくり基盤技術などの分野を今後更に伸ばすべき分野として、産産連携による技術開発・新事業創出や、大手企業・国外市場への提案など県内企業の実績に応じた多様な支援を行い、戦略的に振興します。

事業名	事業内容	事業目標 (当初～H26目標)	年次計画				所管課 変更等	
			H23	H24	H25	H26		
中小企業の活性化の推進	本県中小企業の実態や現状を把握し、中小企業振興のあり方の研究・検討等を行い、中小企業の活性化のための条例を制定する。条例制定後は、条例の普及啓発を行うとともに、活性化施策についての調査研究、中小企業の取組の情報発信等を行う。	○条例施行と条例に基づく仕組みの構築 (H25年度)	●条例の制定に向けての審議会・研究会の開催、実態調査・共同研究等の実施	●条例の制定に向けての審議会、研究会・フォーラムの開催、共同研究の実施 条例制定	●条例の普及啓発、活性化施策についての調査研究、中小企業の取組の情報発信等の実施 ※1 条例施行、実施計画の策定と実施	実施計画の検証と見直しへの反映	商工政策課 ※1 新規設定	
事業継続計画策定支援事業	大震災等の様々なリスクに対して、その影響を最小限にとどめ事業を継続していくために、中小企業におけるBCP(事業継続計画)の策定を支援することにより、中小企業の経営の安定化を図る。	○県内の中小企業への事業継続計画策定件数 - (H23年度) →9件 (H26年度までの累計)		●講座の開催、ハンズオン支援の実施 事業継続計画の策定 3件	事業継続計画の策定 3件	事業継続計画の策定 3件	商工政策課	
農商工連携スタートアップ事業	中小企業者が農林水産業者と連携して行う新商品の開発や事業化を促進するため、研修会の開催、個別マッチングの支援等を行う。	○中小企業者と農林水産業者のマッチング成立件数 →4件 (H26年度までの累計)		●研修会の開催、マッチングサポートの実施 マッチング成立 2件	マッチング成立 2件		商工政策課	
水環境ビジネスの推進	本県における水環境関連の産業・研究機関の集積や水環境保全の取り組みを活かし、プロジェクト形成の促進などにより、県内企業の水環境ビジネスの展開を推進する。	○水環境ビジネス推進方策の策定 (H23年度) ○(仮称)水環境ビジネス推進フォーラムの設置 (H24年度) ○プロジェクトへの県内企業の参画 2件 (H25～H26年度累計)	●研究会等の開催 推進方策の策定	(仮称)水環境ビジネス推進フォーラムの設置	●セミナー、分科会の開催、水処理大手等とのマッチング、フォーラムメンバーの技術等のデータベース整備 ※1 プロジェクトへの県内企業の参画 2件		商工政策課 ※1 新規設定	
電池産業支援拠点形成事業	県内企業の電池産業への参入を促進するため、工業技術センターに支援体制を整備し、県内企業の開発力、開発スピードを強化する。	○新商品の開発件数(県の支援によるもの) - (H22年度) →6件(累計 H24～26年度)	●企業との共同研究の実施	新商品の開発 2件	新商品の開発 2件	新商品の開発 2件	新産業振興課	
戦略的環境ビジネス育成事業	本県の環境産業の基盤をさらに強固なものとするため、産学官金の関係機関のネットワーク化や中小企業が持つ優れた製品・技術の見える化などを実施する。	○新エネ・省エネ分野での商談会等への参加企業(県の支援によるもの) - (H21年度) →160社 (H23～H26年度累計)	●新エネ・省エネ分野での商談会等の開催支援	県内企業40社参加	県内企業40社参加	県内企業40社参加	県内企業40社参加	新産業振興課

事業名	事業内容	事業目標 (当初-H26目標)	年次計画				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	変更等
医工連携ものづくりプロジェクト創出支援事業	医学・理工系大学の知的集積を活かし、医療・健康分野における産学官連携基盤の充実強化を図るとともに、医工連携による研究開発プロジェクトの創出とその事業化を支援する。	○高機能医療機器の事業化 (県の支援によるもの) - (H22年度) →2件(H26年度)	●医工連携による研究開発プロジェクトの実施				新産業振興課
規格標準化活動促進事業	県内中小企業等が、戦略的に標準化活動に取り組むことにより、国内外での事業展開に資するよう、標準化活動についての普及啓発および人材育成を図るとともに、関係者のネットワーク構築や情報提供等の支援を行う。	○標準化活動のあり方とりまとめ (H24年度) ○標準化活動に取り組む企業・団体等への支援 →6件(累計H25~H26年度)	●支援体制の構築、公開講座の開催 県内企業等3件を支援 県内企業等3件を支援				新産業振興課
近江技術てんびん棒事業	県内企業が持つ優れた技術を県外大手企業に対して直接かつ具体的に提案する展示商談会を開催し、県内企業のビジネスチャンスの拡大、事業化の促進を図る。	○商談会の参加企業数(県の支援によるもの) - (H21年度) →240社(累計 H23~26年度)	●大手企業と商談会の開催 県内企業30社参加×2回実施 県内企業30社参加×2回実施 県内企業30社参加×2回実施 県内企業30社参加×2回実施				新産業振興課
滋賀のクリエイティブ産業振興事業	クリエイティブ産業の振興により、本県経済の高付加価値化と雇用の増大を図るため、県内クリエイター情報のデータベースの構築、クリエイティブ企業の活動等に対する助成、産学官金で構成する振興推進組織の設立等を行う。	○クリエイター等制作件数 - (H24年度) →4件(累計 H25~26年度) ○クリエイター情報のデータベース登録クリエイター数 - (H24年度) →100件(26年度) ○クリエイティブ企業等出展支援 - (H24年度) →4件(累計 H25~26年度)	●可能性調査の実施、研究会設置および課題等の分析・検討 ●クリエイター、クリエイティブ企業の発掘、育成、集積に関する環境整備、支援 ※1 地域独自のコンテンツ制作 2件 地域独自のコンテンツ制作 2件 クリエイター情報データベースの構築 当該データベースの登録クリエイター数 100件 ●地域資源の活用、他産業との融合、協働を促す環境整備、支援 ※1 クリエイティブ関連展示会出展 2件 クリエイティブ関連展示会出展 2件				商業振興課 ※1 新規設定
滋賀の感性を伝える「ココール」事業	消費者の感性に働きかける滋賀県の商品やサービスを「選び」、「魅せる」ことで、本県の商品等のブランド価値を高め、需要喚起を図る。また、選定を目指した事業者の商品開発などの努力を通じて、本県商業力の向上を図る。	○セレクションの全国メディア掲載 - (H23年度) →10件(H24~H26年度)	●コンセプト提案・周知 ●セレクション候補募集、選定および発表 ●特設サイトから発信 ●セレクト事業者からのPR ●継続して、セレクションを対象募集&追加発表(各年度10件程度) ●店舗やメディアへの情報発信 ●首都圏展示会 ●店舗(売り手)とのネットワーク形成 ※1 全国メディア掲載 10件 全国メディア掲載 10件				商業振興課 ※1 新規設定
地と知をつむぐビジネスデザイン構築事業(SOHO型ビジネス支援事業)	SOHO事業者の活動支援とネットワーク形成を促進するとともに、県内起業育成支援機関との連携により、起業家の発掘から育成までを一体的に推進する。	○SOHOビジネスオフィスへの入居により事業拡大した企業数 31企業(H14~21年度累計) →62企業(H14~26年度累計)	●SOHO常駐のIM(インキュベーションマネージャー)による支援、滋賀IMネットワークの情報交換を通じた入居企業の事業拡大支援 事業拡大企業数 47企業(累計) 事業拡大企業数 52企業(累計) 事業拡大企業数 57企業(累計) 事業拡大企業数 62企業(累計)				商業振興課

事業名	事業内容	事業目標 (当初～H26目標)	年次計画				所管課
			H23	H24	H25	H26	変更等
「てんびん棒中国へ渡る」事業	本県と約30年間の交流の実績があり、近年経済成長が著しく需要拡大が見込める中国湖南省において商談会を開催し、先駆的に中国内陸市場を開拓しようとする本県産業界の取組を支援する。	○商談会の参加企業数（県の支援によるもの） — (H22年度) →90社 (H23～25年度累計)	●中国湖南省商談会の開催 県内企業30社参加	●中国湖南省商談会の開催 県内企業30社参加	●在湖南省経済交流駐在員等による両県省経済団体の経済交流支援 ※1		新産業振興課 ※1 情勢の変化を受けて実施手法・年次計画を見直し
中小企業の海外展開の総合的な支援	1. 中小企業の海外への販路開拓のための展示会への出展について支援するとともに、県内の中小企業の海外展開の突進や今後の支援策について調査検討を行う。 2. 海外で開催される環境関連見本市に、県内で環境ビジネスに取り組む優秀な企業を募り、「びわ湖環境ビジネスメッセ」パビリオンとして共同出展する経費に関し補助を行う。 3. (公財) 滋賀県産産支援プラザ内に貿易や海外投資への相談に対応するための窓口を設置する。	○県内の中小企業の海外展開に対する今後の支援策の策定 (H25年度) ○海外展開に対する総合的な支援の実施 (H26年度)			●海外展開の突進と今後の支援策の調査検討 展示会出展の支援 5件 「びわ湖環境ビジネスメッセ」パビリオン出展経費に対する補助 10件 ●貿易投資相談窓口の設置(拡充)	●検討結果等に基づく支援策の実施 展示会出展の支援 5件 「びわ湖環境ビジネスメッセ」パビリオン出展経費に対する補助 10件 ●貿易投資相談窓口の運営	商工政策課 新産業振興課 観光交流局
滋賀県・湖南省汚水処理分野における技術協力プロジェクト	JICA草の根技術協力事業と連携し、水環境ビジネスに取り組む県内企業の海外展開の足掛かりを作るとともに、本県職員が技術援助に関わることで、これまで培ってきた汚水処理技術の継承発展を図る。	○滋賀県、湖南省でのセミナー開催等 (H25～H27) 事前現地調査 (H25) 起動式等の実施 (H25) 技術交流団派遣 (H26・H27)			●滋賀県、湖南省でのセミナー開催等 事前現地調査起動式の実施セミナー開催	技術交流団派遣 セミナー開催	下水道課
湖南省友好提携30周年記念事業 琵琶湖・洞庭湖環境研究交流連携事業（博物館交流連携事業）	湖南省との友好提携30周年を契機として、両県の博物館等の学芸員相互・研究分野間の交流を推進し、展示にかかわる資料・情報についても相互に提供する。	○交流連携をおこなった湖南省の博物館等の数 2館 (H25年度) 2館 (H26年度)			●交流連携をおこなった湖南省の博物館等の数 2館	2館	環境政策課

施策6-2 医療・福祉・介護、子育て分野でのサービス拡大や創業を支援します。			年次計画				所管課
			H23	H24	H25	H26	変更等
「おこしやす」三方よし仕事おこし支援事業	障害者、企業、地域にそれぞれ利点のある形で障害者就労支援事業所の「創業」を進めるため、インターネットによる情報発信や企業・自治体との相談機会を設けるなどの支援をする。	○企業と複数事業所が連携した地域共働作業場の設置 - (H21年度) →7箇所 (H26年度) ○障害者就労支援事業所で働く障害者1人当たりの平均工賃 22,118円/月 (H21年度) →30,000円/月 (H26年度)	●企業と複数事業所が連携した地域共働作業場の設置 地域共働作業場 1箇所 地域共働作業場 3箇所 地域共働作業場 5箇所 地域共働作業場 7箇所 ●個別経営改善指導、経営セミナー・ビジネスフェアの開催、障害者就労専門Webサイトの開設 平均工賃 24,000円 平均工賃 26,000円 平均工賃 28,000円 平均工賃 30,000円				障害福祉課
地域活性化のための担い手自立促進事業	「新しい公共」の担い手として期待されるNPO等の活動基盤を強化することにより地域の活性化を促進する。	○条例個別指定を受けたNPO法人数 - (H24年度) →10法人 (H26年度)	●条例個別指定を目指すNPO法人への会計支援および中間支援組織のスキルアップ NPO法人の指定3法人 NPO法人の指定7法人				県民活動生活課
しが新事業応援ファンドによる新事業の創出	産業支援プラザに造成した基金の運用により、中小企業等が地域資源を活用した新たな商品・サービスを開発する取組を推進する。	○事業化件数 - (H21年度) →9件 (H24~26年度累計)	●地域資源を活用した新事業への助成 事業化 3件 事業化 3件 事業化 3件				商工政策課
しがの地域資源活用商品販路開拓支援事業	地域資源を活用した新商品開発の取組等を支援する「しが新事業応援ファンド助成事業」により事業化した中小企業の新商品の販路開拓等にかかる経費の一部を助成する。	○県内の中小企業への販路開拓助成支援件数 - (H23年度) →15件 (H26年度までの累計)	●地域資源を活用した新商品の販路開拓への助成 支援件数 5件 支援件数 5件 支援件数 5件				商工政策課

○社会的課題の解決が新たな事業として見込まれる中で、事業者や地域、支援自治体が連携しながら、福祉や子育て分野のサービス拡大や創業の支援を進め、新たな需要や雇用を生み出します。

施策6-3 産学官民連携や地域間連携を進めるとともに、地の利や知の集積を活かし、広域的な視野をもって成長戦略の拠点を形成します。			年次計画				所管課
			H23	H24	H25	H26	変更等
近江の工場長サミット開催事業	県内立地工場と中小企業とのネットワークを強固なものにするために、「近江の工場長サミット」を開催し、「モノづくり県滋賀」としての魅力発信と企業連携の促進を図る。	○サミット参加者数 - (H22年度) →300人 (H23~25年度累計)	●サミットの開催 参加者数 100人 参加者数 100人 参加者数 100人				商工政策課

○県内総生産に占める製造業の割合が高い本県経済は、為替の変動や海外の景気動向など外的な影響を受けやすく、産業の空洞化が非常に懸念されます。地域間競争の激化や、経済のグローバル化の進展に本県産業が的確に対応していくことが求められていることから、近畿圏、中部圏、北陸圏の結節点に位置する本県の地の利を活かす未来成長の拠点形成や、広域交通基盤を活かす整備を進めます。また、モノづくり県として培ってきた本県の魅力を発信し、高付加価値型企業などの立地促進、県内企業間の交流などを進め、足腰の強い経済を作ります。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)					所管課 変更等	
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6		
戦略的な企業誘致の推進	1. 成長分野などの業界情報や企業情報について情報収集を行い、立地可能性の高い企業を中心に誘致活動を実施する。 2. 「滋賀でモノづくり企業応援助成金」を創設し、新規立地や県内企業の増産・増設に対して、その投下固定資産額の一部を助成する。	○工場等立地件数 25件(H21年) →80件(H23→H26累計)	●企業情報の収集およびトップセールス等企業誘致活動の実施 工場等立地 20件 工場等立地 20件 工場等立地 20件 工場等立地 20件				企業誘致推進室	
未来成長拠点形成事業	本県の地の利や知の集積を活かした未来成長の拠点形成を3本の柱で推進する。 1 近畿圏・中部圏・北陸圏の結節点に位置する本県の地の利を活かした広域連携施策を推進する。 2 知的資源が集積するびわこ文化公園都市のポテンシャルを活かし、高める産官学民の連携を促進する。 3 県庁周辺、米原駅周辺の県有地の有効活用を促進する。 (県庁周辺地域の将来構想検討対象施設：県庁別館、第二別館、旧体育文化館、旧滋賀会館、東別館跡駐車場 ※東別館跡駐車場については、平成24年3月に国所有の県営跡地と等価交換を行ったため検討対象から除外) (米原駅周辺の県有地：米原駅東口側 2.1ha)	○地の利を活かした広域連携推進にかかる基本的な視点や考え方をまとめた「広域連携推進の指針」に基づき、未来成長につながる具体的な連携の施策化を進め、効果的な広域行政の展開を図る。 ○びわこ文化公園周辺地域内に立地する大学等の知的資源を活用した連携数(H23～26年度 累計4～5件程度の連携を創出) ○県庁周辺地域の将来構想策定・まちづくり開始(H22年度) →県庁周辺地域にふさわしい土地利用の転換に向けた具体的な手続き決定(H26年度) ○米原駅周辺の県有地について新たな成長産業立地に向けた活用の具体化	●3圏域との新たな連携事業等の検討・実施 広域連携推進の指針の策定 指針に基づき、各テーマごとに検討を行い、可能なものから施策化 ●びわこ文化公園都市将来ビジョンの検討・策定 ●将来ビジョン策定調査 ●知の連携プロジェクトの実施 大学等の知的資源を活用した連携の創出(H26年度までに、4～5件) ●大津市設置の「まちなか資源活用検討委員会」への参画 ●検討対象施設の土地利用の転換に向けた検討・調査の実施 (土地関係整理事業実施中)	●検討対象施設の土地利用の転換に向けた調整 旧滋賀会館の土地利用の転換に向けた具体的な手続き決定 ※1 県庁別館、第二別館、旧体育文化館の土地利用に転換に向けた具体的な手続き決定 ※1 ●米原駅周辺県有地の有効活用 利活用基本方針決定 具体化に向けた手法等の検討 市のまちづくりと連動した活用の具体化				企画調整課 新駅問題・特定プロジェクト対策室 ※1 新規設定
新技術創出イノベーション活性化推進事業	新技術を創出し、産業化を目指す県内中小企業の研究開発を促進させるため、外部競争的資金の獲得などを支援し、産官学の共同研究開発の活性化を図る。	○外部競争的資金への応募件数(本事業によるもの) (H24→26年度 累計15件)	●外部競争的資金を活用した研究開発の支援 外部競争的資金への応募件数 5件 外部競争的資金への応募件数 5件 外部競争的資金への応募件数 5件				新産業振興課	

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)					所管課
			H23	H24	H25	H26	変更等
しが医療・健康創生も のづくりイノベーション 総合特区推進事業	びわこ南部に培われた産学官連携基盤を 活かし、医療現場のニーズに基づく新たな 医療・健康機器の開発・事業化を支援す る。	○医療現場のニーズ提供 7件(H24年度) →40件(累計 H25～26年度)			医療現場のニーズ提供 20件	医療現場のニーズ提供 20件	新産業振興課
主要幹線道路等の計画 的整備	道路整備アクションプログラムに基づ き、混雑多発箇所に対する対策やスマート インターチェンジの整備を計画的に進め る。	○混雑多発箇所に対する対策 を推進 ○スマートインターチェンジ の設置箇所数 — (H22年度) → 2箇所 (H25年度)	●混雑多発箇所に対する対策やスマートインターチェンジの整備				道路課 都市計画課
			道路整備マスター プランの策定	道路整備アクション プログラムの策定 (渋滞対策含む)			
			渋滞対策実施箇所 4箇所	渋滞対策実施箇所 4箇所	道路整備アクションプログラムに基づき実施		
					スマートインター チェンジ 2箇所設置		

7 地域の魅力まるごと産業化プロジェクト

(知事直轄組織、総合政策部、商工観光労働部、農政水産部、土木交通部、教育委員会)

【目指す方向】

琵琶湖と共存する環境こだわり農業や安全・安心で高品質な食材、豊かな自然、歴史・文化など、個性や魅力にあふれた滋賀の地域資源について、ブランドとしての価値を高めます。
滋賀の特性を活かした魅力ある商品やサービスを生み出す産業を一層振興することにより、地域を活性化し、経済成長を図ります。

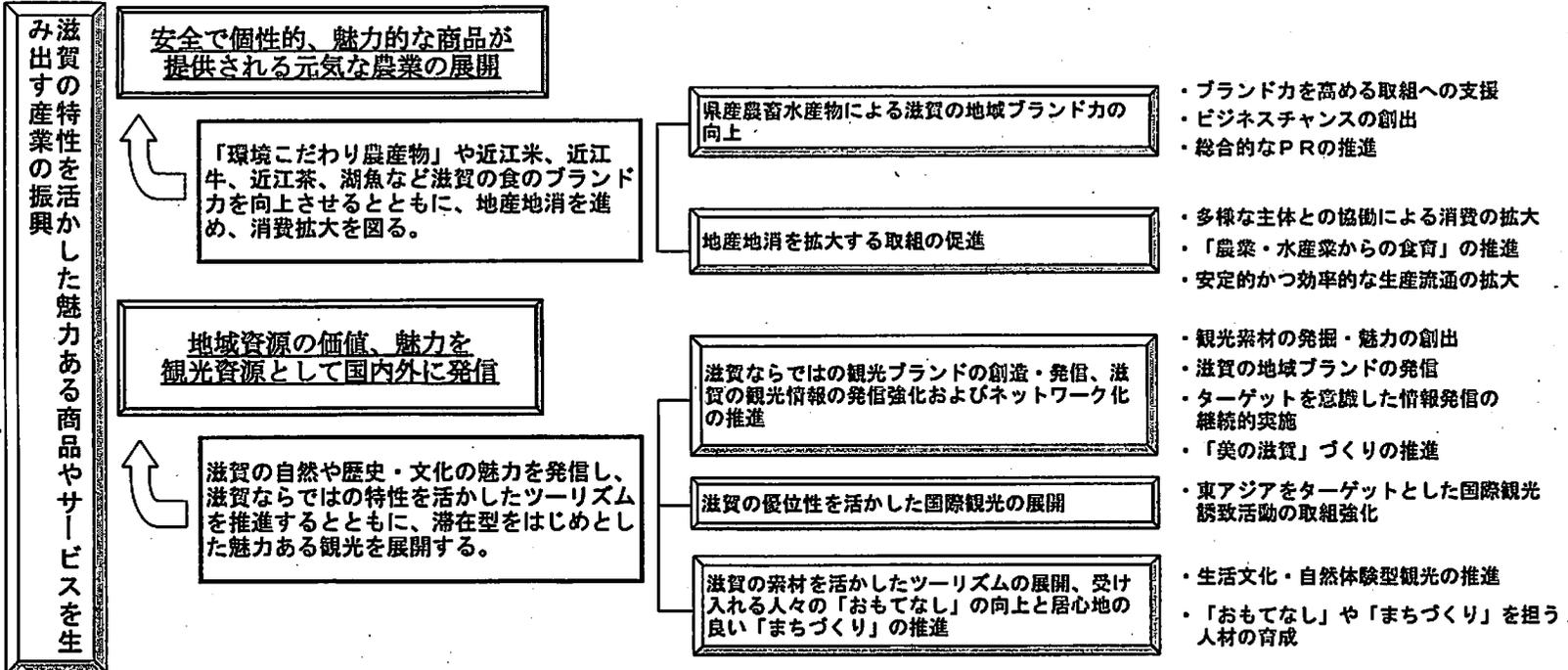
【目標】

- 安全で個性的、魅力的な食や商品が提供される元気な農業が展開していること。
- 自然や歴史・文化など地域資源の価値や魅力が観光資源として国内外に発信されていること。

【平成26年度（2014年度）の目標とする指標】

	H21年度	H26年度(目標)
○水稲作付面積に占める環境こだわり農産物栽培面積割合	33%	45%
○販売用野菜作付面積	1,016ha	1,400ha
○観光客数（宿泊者数）	2,864,500人 (H21年)	330万人 (H26年)

【展開イメージ】



施策7-1 消費者に支持される滋賀の農産物の確立により、「環境こだわり産物」や近江米、近江牛、近江茶、湖魚など滋賀の食のブランド力を向上させるとともに、地産地消を進め、消費拡大を図ります。			年次計画				所管課
			H23	H24	H25	H26	変更等
美味しい「食」の情報発信総合事業	滋賀の食材のブランド化、地産地消を総合的に推進するため、滋賀の農水産物について情報を蓄積し、ポータルサイト「滋賀の美味しいコレクション」により発信する。	○ポータルサイトのアクセス数 13,000件(H21年度) (おいしがうれしがトップページ) →500,000件(H26年度)	●ポータルサイトの構築 ●ポータルサイトを随時更新 アクセス数100,000件	●ポータルサイトを随時更新 アクセス数300,000件	●ポータルサイトを随時更新 アクセス数500,000件	食のブランド推進課	
広めよう、おいしい滋賀発信事業	近江米や近江牛など滋賀県を代表する食材の生産者団体等が連携した販売促進や販路開拓を進めるとともに、県外での展示商談会への出展を支援する。	○販売促進のための県外キャンペーン実施店舗数 - (H22年度) →300店舗(H26年度)	●県外事業者による滋賀の食材を用いたキャンペーン等の開催推進 300店舗での実施	●県外事業者による滋賀の食材を用いたキャンペーン等の開催推進 300店舗での実施	●県外事業者による滋賀の食材を用いたキャンペーン等の開催推進 300店舗での実施	食のブランド推進課	
環境こだわり農産物支援事業	環境に優しく、消費者により安全で安心な農産物を提供するため、環境こだわり農産物への取組を推進する。	○水稲における環境こだわり農産物栽培面積の割合 33% (H21年度) →45% (H26年度)	●環境こだわり農産物の生産拡大 水稲の取組割合 38%	●環境こだわり農産物の生産拡大 水稲の取組割合 39%	●環境こだわり農産物の生産拡大 水稲の取組割合 42%	●環境こだわり農産物の生産拡大 水稲の取組割合 45%	農産経営課
滋賀県産農畜水産物海外販路開拓支援事業 (旧県産農畜水産物海外輸出プロモーション事業)	輸出関連相談窓口の設置、輸出促進セミナーの開催、海外バイヤーを招いた商談会の開催等を行い、自主的・積極的に県産農畜水産物の輸出に取り組む事業者を拡大し、輸出の促進を図る。	○海外輸出頭数(牛) - (H21年度) →500頭(H26年度)	●県内、県外での輸出促進活動 ※1 ●海外での「近江牛」商標登録 海外輸出 200頭	●海外での「近江牛」商標登録 海外輸出 300頭	●海外での「近江牛」商標登録 海外輸出 400頭	●海外での「近江牛」商標登録 海外輸出 500頭	食のブランド推進課 ※1 終了時期の変更(H24→H25)
近江米新品種「みずかがみ」産地化スタートダッシュ事業	近江米の品質改善、ブランド方向上のために農産技術開発センターで育成した温暖化対応の新品種「みずかがみ」の高品質安定生産技術の普及と加速的な作付拡大および流通販売促進を図る。	○「みずかがみ」の作付面積 - (H24年度) →1,000ha (H26年度)	●作付の推進、高品質生産のための技術普及 ●認知度向上、販売促進のためのPRの実施 作付面積 150ha	●作付の推進、高品質生産のための技術普及 ●認知度向上、販売促進のためのPRの実施 作付面積 1,000ha	●作付の推進、高品質生産のための技術普及 ●認知度向上、販売促進のためのPRの実施 作付面積 1,000ha	●作付の推進、高品質生産のための技術普及 ●認知度向上、販売促進のためのPRの実施 作付面積 1,000ha	食のブランド推進課 農産経営課
「おいしがうれしが」キャンペーンの推進	滋賀の地産地消を推進するため、県内の食品関連事業者等と連携して、県産食材の魅力を県民にPRする。	○「おいしがうれしが」キャンペーン推進店の店舗数 595店舗(H21年度) →965店舗(H26年度) 【内訳】 ・飲食店：175店舗 ・食料品専門店：270店舗	●しがの農水産物マーケティング推進会議の開催、「おいしがうれしが」キャンペーンの推進 キャンペーン推進店 680店舗	●しがの農水産物マーケティング推進会議の開催、「おいしがうれしが」キャンペーンの推進 キャンペーン推進店 895店舗	●しがの農水産物マーケティング推進会議の開催、「おいしがうれしが」キャンペーンの推進 キャンペーン推進店 930店舗	●しがの農水産物マーケティング推進会議の開催、「おいしがうれしが」キャンペーンの推進 キャンペーン推進店 985店舗	食のブランド推進課
「食べることで、びわ湖を守る。」推進事業	次代を担う子ども達が、琵琶湖と共生する農水産物を総合的に学び、学校給食等で地産産物を食べることにより、将来にわたって地域への愛着心を養成し滋賀の農水産物を支える人材に育てる。さらに、琵琶湖・淀川流域の住民に環境こだわり農産物の理解促進を図り、消費を拡大する。	○学校給食向け野菜を生産する食育農園の設置面積 - (H22年度) →2,000a (H26年度) ○琵琶湖・淀川流域住民への環境こだわり農産物の理解促進・消費拡大	●学校給食向け野菜の生産拡大を推進 食育農園 500a	●学校給食向け野菜の生産拡大を推進 食育農園 1,000a	●学校給食向け野菜の生産拡大を推進 食育農園 1,500a	●学校給食向け野菜の生産拡大を推進 食育農園 2,000a ●琵琶湖・淀川流域での販売事業者等と連携した「環境こだわり農産物」PRの実施	食のブランド推進課

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 変更等
			H23	H24	H25	H26	
しがの水田野菜生産 拡大推進事業	野菜の自給率を向上させるため、水田を活用した野菜の生産拡大を図るための支援を実施する。	○販売用野菜の作付面積 1,016ha (H21年度) →1,400ha (H26年度)	●水田における販売用野菜の作付拡大を推進 作付面積1,230ha 作付面積1,260ha 作付面積1,335ha 作付面積1,400ha				農業経営課
未来指向の「近江牛」ブランド化事業	和牛の産地間競争の激化や兼牛の県外依存に対する経営リスクに備えるとともに、生産コストの低減や地産地消など特色ある近江牛生産を図るため、繁殖肥育一貫経営を推進する。	○繁殖牛の飼養頭数 1,140頭 (H23年度) →1,215頭 (H26年度)	●繁殖肥育一貫経営の推進 繁殖牛 1,165頭 繁殖牛 1,215頭				畜産課
広めようおいしいビワマス作戦事業	養殖ビワマスの品質を把握し、養殖管理指針を策定するとともに、指針に適合する養殖魚の認証制度を構築する。	○養殖魚の認証制度を構築 ・H26年度中の制度構築	●指針に適合する養殖魚の認証制度を構築 生産魚の成分分析 養殖管理指針策定				水産課

施策7-2 多様化する観光客のニーズに合わせて、滋賀の自然や歴史・文化の魅力を発信し、滋賀ならではの特性を活かしたテーマ性やストーリー性のあるツーリズムを推進するとともに、訪れる観光客をおもてなしの心で迎えることにより、滞在型をはじめとした魅力ある観光を展開します。			○観光による経済や地域の活性化のため、本県の持つ豊かな自然や優れた歴史・文化などの観光資源を活かした滋賀ならではの観光ブランドの創造と発信、インターネットの活用などの情報発信の強化、東アジアを中心とした戦略的な国際観光の展開、農家民宿の開業支援なども取り入れた多彩なツーリズムへの取組を進めます。				
事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 変更等
			H23	H24	H25	H26	
滋賀・びわ湖ブランド推進事業	滋賀の地域ブランドの向上により、観光ブランドの創造と発信に資するため、産学官で設置するブランド推進組織の活動支援を行うとともに、滋賀のブランドイメージの発信を行う。	○ブランド推進に賛同する者が加盟する「滋賀・びわ湖ブランドネットワーク」会員数 11団体 (延べ1,303企業・会員等) (H22年度) →20団体 (延べ2,500企業・会員等) (H26年度)	●ブランド推進組織の運営・支援(民主派の組織への段階的移行) ●ブランド圏等による情報発信・情報共有事業等の実施 「滋賀・びわ湖ブランドネットワーク」会員数の増加 「滋賀・びわ湖ブランドネットワーク」会員数 20団体 のべ2,500企業・会員等				企画調整課

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 変更等
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
琵琶湖文化魅力発信プロジェクトの推進	琵琶湖文化とも見える滋賀の特色ある文化遺産を活用し、魅力を発信することにより、観光を振興する。	<p>○講座・探訪ツアー・展示等への参加者数 1,200人(平成21年度) →8,000人(平成23～26年度累計)</p> <p>○文化財の探訪モデルツアー実施回数 毎年度9回</p> <p>○再生活用事業実施数 - (H22年度) →13事業(H23～26年度累計)</p> <p>○展覧会の来場者数 - (H23年度) →50,000人(H24年度) 30,000人(H25～26年度)</p> <p>○「千年の英つたえびと」の達成講座参加者数 - (H24年度) →300人(H25～26年度)</p> <p>○民俗文化財県民交流ネットワークに登録した保存団体の数 - (H24年度) →53団体(H25～26年度) *県指定、選択の 全保存団体数 53団体</p>	<p>●琵琶湖と水、大地の道筋にまつわる文化遺産を活用した講座、探訪ツアー、展示等の実施</p> <p>参加者数2,000人 参加者数2,000人 参加者数2,000人 参加者数2,000人 ※1</p> <p>●文化財の探訪モデルツアー、再生・活用、情報発信の支援</p> <p>探訪モデルツアー：9回 探訪モデルツアー：9回 探訪モデルツアー：9回 再生活用事業：4事業 再生活用事業：3事業 再生活用事業：3事業 再生活用事業：3事業</p> <p>●近江の仏教美術等の展覧会と、関連事業としての写真パネル展を実施</p> <p>来場者数50,000人 来場者数15,000人 来場者数15,000人</p> <p>●「千年の英つたえびと」達成講座の開催</p> <p>参加者数100人 参加者数200人</p> <p>●民俗文化財県民交流ネットワークへの登録</p> <p>登録団体 25団体 登録団体 28団体</p>				文化財保護課 ※1 目標の新規設定
文化財保存基金を活用した文化財保存修理等の推進	文化財保存基金を活用し、「近江の文化財風土」ともいえる、地域で守られている文化財の計画的な保存修理等について、所有者等を支援する。	<p>○指定文化財等保存修理等の件数 - (H24年度) →75件(H25～H26累計)</p>	<p>●地域で守られている指定等文化財の保存修理等に対する支援</p> <p>保存修理等件数 27件 保存修理等件数 48件</p>				文化財保護課
「英の滋賀」づくりの推進	<p>○「英の滋賀」推進プロジェクト事業</p> <p>「英の滋賀」の土壌づくりに向けて、英の資源を育て、活かし、発信する活動を通じて、魅力ある地域づくりを進めるためのモデル事業を実施する。 また、「英の滋賀」づくりの考え方や取組を紹介するリーフレットを作成する。</p>	<p>○モデル事業取組件数 ・10件(H25～26年度)</p> <p>○「英の滋賀」リーフレット発行 H25年度 vol.1 H26年度 vol.2</p>	<p>●「英の滋賀」地域づくりモデル事業実施</p> <p>モデル事業取組件数 10件</p> <p>vol.1 vol.2</p>				「英の滋賀」発信推進室

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 変更等
			H23	H24	H25	H26	
「英の滋賀」づくりの推進	○アール・ブリュットネットワーク構築の推進 全国のアール・ブリュットに取り組む団体等が集う場の設置、情報拠点機能の検討、アドバイザーの設置・運営など、アール・ブリュット振興のためのネットワークの構築を図る。	○ネットワーク参加団体・機関等の数 0 (H23年度) →50団体 (H26年度)		●アール・ブリュットネットワークづくり ネットワーク会議立上時20団体 ネットワーク参加団体等50団体			「英の滋賀」発信推進室
	○新生美術館基本計画策定事業 平成26年度に開館30周年を迎える滋賀県立近代美術館が、一層県民の期待に応え、特色ある滋賀の「英」の魅力を発信する拠点として再スタートすることを目指し、必要な美術館の機能と施設・設備等について検討を行い、基本計画を策定する。	○新生美術館基本計画の策定 ・H25年度中の計画策定 ※基本計画についてさらに検討。策定期間をH24年度からH25年度に変更。 ●近代美術館機能・発信力強化検討委員会での検討		●運営や施設整備の方針を盛り込んだ新生美術館基本計画の検討 新生美術館基本計画の策定		●基本計画に基づき、新生美術館の具体化	「英の滋賀」発信推進室
	○滋賀のアート発見事業 アール・ブリュット作品を展示し、アートを活用した地域の魅力向上に貢献する「美術旅館」の取組を支援する。 また、県民参加で地域の「英」に関する情報を収集し、その魅力を発信する。	○美術旅館等数 0館 (H23年度) →20館 (H26年度) ○アートマップ掲載HPアクセス数 (ページビュー) 50,000件 (H24年度) →70,000件 (H26年度)		●「美術旅館」モデル事業実施 美術旅館3館 ●アートマップ情報収集・作成 アクセス数 50,000件	美術旅館13館 ●アートマップ活用・更新 アクセス数 60,000件	美術旅館20館 アクセス数 70,000件	「英の滋賀」発信推進室 文化振興課
	○「学校にアートがやってきた」推進モデル事業 身近な場所で英の展示を進め、鑑賞教育につなげるとともに、若手芸術家の育成支援を図るため、小学校の空き教室等を利用して、若手芸術家が絵画や造形作品の創作活動や展示を行い、ワークショップを開催する。	○若手芸術家が学校の空き教室等で創作活動等を実施した学校数 - (H24年度) →延べ4校 (H26年度)		●「学校にアートがやってきた」モデル事業実施 実施校2校		実施校2校	文化振興課
	○近代美術館から滋賀の「英」発信事業 近代美術館が県内各地域の施設や団体と連携しながら、企画展示やシンポジウム、ワークショップ、県内巡回展など、滋賀の「英」の発信につながる取り組みを行う。	○お出かけミュージアム・キャラバン事業参加者数 3000人 (H24年度) →延べ4500人 (H25年度) →延べ6000人 (H26年度)		●(仮称)「石山寺縁起絵巻」展キャンペーン事業 ●お出かけミュージアム・キャラバン事業(アール・ブリュット作品県内巡回展2カ所) 参加者数3,000人	●未来へつなぐ近代美術館の至宝発信事業 ●お出かけミュージアム・キャラバン事業(アール・ブリュット作品展1カ所) 参加者数延べ4,500人 ※1	●お出かけミュージアム・キャラバン事業実施 参加者数延べ6,000人 ※1	文化振興課 ※1 目標の新規設定
	○アール・ブリュットの魅力発信事業 アール・ブリュットの魅力を県内外に発信するため、県立施設での作品の展示を推進するほか、魅力を伝えるガイドブックを作成する。	○アール・ブリュットガイドブック配布冊数 1種類・10,000冊 (H23年度) →4種類・55,000冊 (H26年度累計) ○県立施設での作品展示(ふらっと英の間) 0カ所 (H23年度) →県内12カ所 (H26年度)		●アール・ブリュットガイドブックの作成・配布 vol.1 10,000冊 ●アール・ブリュットおよび近代美術館の発信のあり方検討	vol.2 15,000冊 ●展覧会の定期開催 お出かけミュージアム ●県立施設での作品展示(ふらっと英の間)の推進	vol.3 15,000冊 企画展 vol.4 15,000冊 県内8カ所 県内10カ所 県内12カ所	「英の滋賀」発信推進室 文化振興課

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 変更等
			H23	H24	H25	H26	
観光ブランド推進事業	琵琶湖を取り囲むように存在する本県の豊かな自然や歴史、文化などの観光資源を、琵琶湖一周を意味する「ピワイチ」というコンセプトでつなぎ、滞在しやすい体験を含んだ魅力的な旅を数多く打ち出し、観光ブランド「ピワイチ」の構築をめざす。	○「ピワイチ」の旅の認定数 0件(H23年度) →25件(H24～26年度累計)		●「ピワイチ」の旅の創出による観光ブランドの構築			観光交流局 ※1 5件→10件
滋賀の魅力発信事業	県のブランドイメージの向上を図るため、市販の雑誌に滋賀の魅力を紹介する広告を掲載するとともに、その広告を抜き取りし、冊子として作成・配布する。	○雑誌広告による滋賀の魅力の情報発信 年1回	雑誌広告掲載 1	雑誌広告掲載 1 広告抜き取り配布	雑誌広告掲載 1 広告抜き取り配布	雑誌広告掲載 1 広告抜き取り配布	広報課
ゆめぶらざ滋賀首都圏情報発信事業	本県の観光振興を戦略的に展開するため、旅行エージェントやマスコミ等が集中する首都圏において情報発信機能の強化を図り、宿泊観光客の誘致を推進する。	○首都圏旅行会社でのPR件数 0件(H24年度) →32件(H25～26年度累計)		●首都圏での情報発信			観光交流局
近江路・プロガー旅紀行事業	プロガーに県内を旅してもらい、ブログに旅紀行を掲載してもらうことにより、滋賀の魅力を広く情報発信する。	○募集したプロガーによる滋賀の魅力の情報発信 0名(H21年度) →150名(H23～25年度累計)	●プロガーによる情報発信				観光交流局
海外映像作品誘致推進事業	東アジアに対して、映像を通じ滋賀の美しい風景や歴史文化遺産を発信し、本県への誘客促進につなげるため、東アジアの映画・ドラマのロケ誘致実現に向けた事業を行う。	○滋賀に招く映像制作会社数 0社(H21年度) →12社(H23～26年度累計)	●情報収集、誘致活動				観光交流局
観光物産情報発信事業	ホームページを活用した情報発信や、交通機関と連携した観光ルートの開発やパンフレットの作成を行い、滋賀県の魅力を県外に発信する。	○滋賀県観光情報ホームページへのアクセス数 448万件(H21年度) →775万件(H26年度)	●ホームページによる情報発信、マスコミを通じた情報発信、交通機関と連携した観光キャンペーンの実施				観光交流局
国際観光推進事業	訪日観光客数上位である東アジアからの観光客誘致を強化するため、拠点市場である中国などに向け、環境観光キーパーソンの招聘や教育旅行誘致の実施など焦点を絞った事業を実施し、本県への確実な誘客拡大を図る。	○中国からのキーパーソン招聘人数 10名(H22年度) →32名(H23～26年度の累計) ○滋賀県での学校交流を核とした訪日校の拡大 2校(H21年度) →10校(H26年度)	●キーパーソン、旅行エージェントの招聘				観光交流局
都市農村交流体制整備推進事業 (旧みんなのふるさとづくり応援事業)	各地域で体験交流型観光の受入体制の整備を進めるとともに、体験交流メニュー等をネットワークすることにより、滋賀の魅力向上させ来訪・宿泊者の増大と農村地域の活性化を図る。	○農家民宿の開業件数 9件(H21年度) →85件(H26年度までの累計)	●農家民宿の開業支援				農村振興課
ピワイチ自転車ネットワーク整備計画策定事業	ぐるっとびわ湖サイクルラインから各市観光地へ安全にアクセスできるネットワークを形成するため、計画を策定し整備を行う。	○ぐるっとびわ湖サイクルラインから観光地へ自転車アクセスするルート整備数 —(H22年度) →4ルート(H26年度)	●検討会によるぐるっとびわ湖サイクルラインから観光地までのルート整備				道路課

8 みんなで命と暮らしを守る安全・安心プロジェクト

(知事直轄組織、総合政策部、琵琶湖環境部、健康福祉部、
土木交通部、警察本部、教育委員会)

【目指す方向】

自然災害や犯罪が増大する中で、みんなで命と暮らしを守るために、「自助」、「共助」、「公助」が重なり合う社会的仕組みを強化するなど、暮らしの安心を確保し、滋賀の未来を支えます。

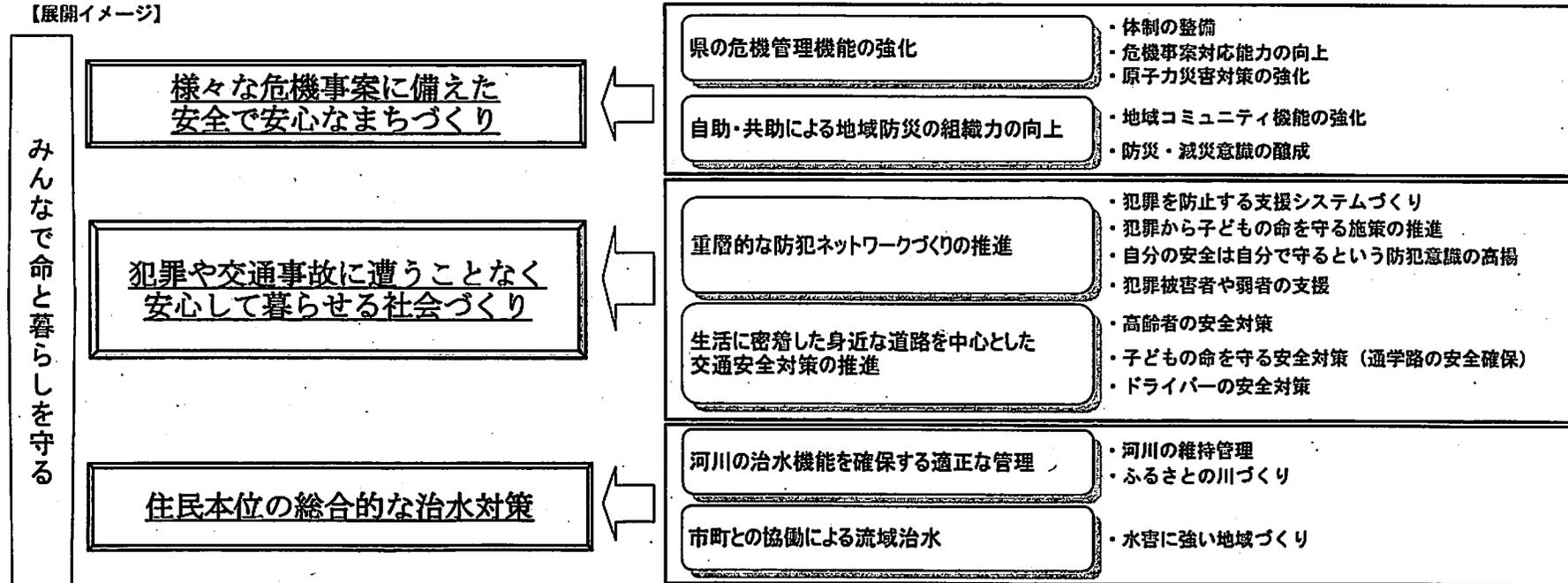
【目標】

- 地震災害や新型インフルエンザ等の様々な危機事案に備えた安全で安心なまちづくりが進んでいること。
- 犯罪や交通事故に遭うことなく安全に安心して暮らせる社会づくりが進んでいること。
- 河川流域の特性に応じた減災対策を組み合わせた住民の命と暮らしを守る「地先の安全度」に基づいた住民本位の総合的な治水対策が進んでいること。

【平成26年度（2014年度）の目標とする指標】

	H21年度	H26年度(目標)
○(仮称)危機管理センター整備計画の具体化		
○抗インフルエンザ薬の備蓄数	194,400人分	276,800人分
○人口1万人あたりの刑法犯認知件数	110.4件 (H21年)	全国平均以下 (H26年)
○交通事故による死者数	65人 (H21年)	60人 (H26年)
○(仮称)安全安心な通学路整備計画策定		
○水害に強い地域づくりに必要な土地利用規制・誘導のための法制度の構築		

【展開イメージ】



施策 8-1
県の危機管理機能の強化と、自助・共助による地域防災の組織力の向上を進めます。

○自然災害や新型インフルエンザ、テロなど様々な危機事案の発生が危惧されており、これら危機事案に関係機関が迅速・的確に対処するため、災害対策の拠点施設となる危機管理センター計画の具体化、地域防災の最前線基地となる交番・駐在所等の機能向上を進めるなど体制整備を図るとともに、東日本大震災を踏まえた原子力防災対策の強化や地震の被害想定、危機事案への対応能力を向上するための実践的な訓練、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄など、県の危機管理機能を高めます。
 ○都市化や高齢化の進行により地域の連携が希薄化する中、減災力・防災力を発揮するため、地域の特性を踏まえた取組や子どもの学習・体験活動を推進するとともに、防災・減災意識を醸成することにより、自助・共助による地域防災の組織力を向上します。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 変更等								
			H23	H24	H25	H26									
危機管理センター整備計画の具体化	様々な危機事案に迅速・的確に対応するため、災害対策の拠点となる危機管理センターの機能等について検討するなど、計画の具体化を進める。	○危機管理センター整備計画 H26年度までに具体化	●危機管理センター整備計画の具体化 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>基本計画の策定</td> <td>基本設計・実施設計</td> <td colspan="2">整備工事</td> </tr> </table>				基本計画の策定	基本設計・実施設計	整備工事		防災危機管理局				
基本計画の策定	基本設計・実施設計	整備工事													
災害等危機事案発生時における警察機能の強化	県下各地に活動拠点をもち、24時間体制で活動する警察機能を最大限に活用するため、特に県民の命を守る上で重要となる情報収集、救出・救助、避難誘導、緊急交通路の確保につながる機能などの充実強化及び現行の耐震基準に満たない交番・駐在所の建替整備を進める。	○警察の情報収集能力、救出救助能力の向上 ○危機管理センター整備時における支援体制の確立 H26年度までに具現化	<ul style="list-style-type: none"> ●情報収集用の可搬型カメラシステムの整備・運用 ●災害対策用車両等の整備・運用 ●交番・駐在所の情報ネットワーク機能の整備・運用 ●災害警備用備蓄食糧の整備・運用 ●災害に強い交通信号機の整備・運用 ●情報収集や救出救助能力の向上 ●第一級警察官に必要な救出救助資機材の整備・運用 ●交番・駐在所の建替整備 				警察本部								
地震の被害想定	発生確率が高い地震にかかる国の長期評価を踏まえ、地震対策に必要な被害想定を行うため、本県における調査を行う。	○地震の被害想定 H25年度までに見直し	<ul style="list-style-type: none"> ●地震の被害想定の見直し 地震動予測地盤構造モデル策定 震度・液状化の推計 人的被害・建物被害等の推計 				防災危機管理局								
総合防災訓練の充実	災害時に迅速・的確に対応できる体制の確立と県民の防災意識の向上を図るため、地震等の大規模災害を想定し、防災関係機関、民間協力団体、地域住民等の参加の下、実践的な防災訓練を実施するとともに、防災訓練実施時にメディアと連携して災害現場の映像を配信する報道対応訓練を実施する。	○大規模災害を想定した総合防災訓練の実施 1回(H22年度) →1回(H23年度～毎年度) ○メディアとの連携による報道対応訓練の実施 0回(H22年度) →1回(H23年度～毎年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●総合防災訓練の実施 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>年1回実施</td> <td>年1回実施</td> <td>年1回実施</td> <td>年1回実施</td> </tr> </table> <small>(近畿府県合同防災訓練)</small> ●メディアとの連携による総合防災訓練の充実 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>年1回実施</td> <td>年1回実施</td> <td>年1回実施</td> <td>年1回実施</td> </tr> </table> 				年1回実施	年1回実施	年1回実施	年1回実施	年1回実施	年1回実施	年1回実施	年1回実施	防災危機管理局
年1回実施	年1回実施	年1回実施	年1回実施												
年1回実施	年1回実施	年1回実施	年1回実施												

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 変更等
			H23	H24	H25	H26	
下水道業務継続計画 (BCP)の策定	大規模地震等によって下水道の機能が失われた場合、代替手段や応急復旧により、速やかに下水道機能を確保する必要があることから、市町の関連公共下水道と連携を図り、下水道業務継続計画を策定する。	○下水道業務継続計画(BCP)の策定 H24年度 湖西、高島処理区 H25年度 湖南中部、東北部処理区	●計西の価格の検討	●下水道業務継続計画(BCP)の策定 湖西処理区の策定 高島処理区の策定	湖南中部処理区の策定 東北部処理区の策定	●PDCAによる計画の見直し	下水道課
新型インフルエンザ対策事業 (新型インフルエンザ対策研修会、抗インフルエンザウイルス薬備蓄)	県新型インフルエンザ対策行動計画に基づき、発生時を想定した訓練、研修会などを開催するとともに、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄および適正保管を行う。	○発生時を想定した訓練および研修会の実施 1回(H22年度) →1回(H23年度～毎年度) ○抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量 194,400人分(H21年度) →276,800人分(H23年度～)	●研修会・訓練の実施 年1回実施	年1回実施	年1回実施	年1回実施	健康長寿課 医務業務課 ※1 H26年度目標を前倒し
原子力防災対策の強化	県民の原子力災害への不安を払拭し、安心・安全を確かなものとするため、地域防災計画(原子力災害対策編)を見直すとともに、原子力防災訓練やシンポジウム等を実施する。	○地域防災計画(原子力災害対策編) H24年度までに見直し ○原子力災害を想定した原子力防災訓練の実施 0回(H22年度) →1回(H23年度～毎年度) ○原子力に関する理解を深めるため、シンポジウム等の開催 0回(H22年度) →1回(H23～H24年度) →4回(H25～)	●地域防災計画(原子力災害対策編)の見直し 避難計画 モニタリング計画 リスクコミュニケーション	救急・救助計画 警備計画 医療計画等	広域避難計画 災害事後対策	●原子力防災訓練の実施 年1回	防災危機管理局 ※1 シンポジウム年1回 →研修会年4回 ※2 新規設定
環境リスクの評価と対応 方策検討事業	放射性物質の中・長期的な影響を評価するため、流域や湖面への沈着量や流域・琵琶湖における移動経路を明らかにするとともに、琵琶湖の水環境への影響を予測・評価する。 また、これら予測・評価とともに、今回の福島の実例など幅広く環境リスクに関する情報を収集し、県民と行政、専門家の間での共有化やリスクへの対応等についての合意形成の手法を検討する。	○大気シミュレーションモデルによる流域および湖面への沈着量予測 (H24～25年度) ○琵琶湖流域水物質循環モデルの改良による流域および琵琶湖での挙動予測 (H24～25年度) ○放射性物質拡散に伴うリスクの整理およびリスクコミュニケーション手法の検討 (H24～H25年度)	●放射性物質の拡散・移流・沈着にかかる諸条件の検討 放射性物質の沈着量予測	●琵琶湖流域水物質循環モデルの改良、放射性物質の移行過程と諸条件の検討 琵琶湖とその集水域での放射性物質の挙動予測	●リスク情報の収集およびリスクコミュニケーション手法の検討 リスク情報の収集・整理 放射性物質に関するリスク評価とコミュニケーション手法の検討		環境政策課

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	変更等
地域防災力の向上	地域を構成する様々な人や団体が連携・協働し、地域特性を踏まえた防災力・防災力を発揮するための仕組みとして「防災かまどベンチ」等の実践活動を推進するとともに、子どもが防災・防犯の知識や技能を習得し、主体的に考え行動できるよう学習・体験活動を推進する。	○減災コミュニティ活動の取組件数(モデル事業による実施分) 0件(H22年度) →19件(H23、24年度の累計) →地域で取組拡大(H25年度～) ○子どもの防災・防犯の学習・体験に取り組む学校数 0校(H22年度) →19校(H23～26年度の累計)	●減災コミュニティの取組推進 5件(累計5件)	14件(累計19件)	●情報発信・人的支援 地域で取組拡大		防災危機管理課 県民活動生活課 スポーツ健康課 ※1 手法見直し
防災教育の推進	各学校における防災教育の推進体制の整備と、防災部局と連携した学校防災教育の推進を図るため、県内の各学校に学校防災委員会を設置するとともに、学校防災教育コーディネーター養成講習会を開催し、防災教育のリーダー的教員を養成する。	○県内各市町と県立学校にコーディネーターとなる教員を養成 0名(H24年度) →143名(H25、26年度の累計)	●活動マニュアル策定 取組学校数 1校(累計1校)	●防災・防犯育成モデルの取組推進 取組学校数 6校(累計7校)	●学校防災教育コーディネーター養成講習会の開催 各市町のコーディネーター 小中各38名 計76名	県内全域的な取組みへの支援 ※1 (防災教育の推進事業と連携)	スポーツ健康課 (防災危機管理課)

施策8-2 重層的な防犯ネットワークづくりや生活に密着した身近な道路を中心とした交通安全対策を進めます。

○凶悪事件を始めとして犯罪が多発している中で、重層的な防犯ネットワークを構築し、各種自主防犯団体による活動の活性化に向けた連携・支援、自分の身は自分で守るといった防犯意識や犯罪を許さないという社会規範意識の高揚等を図ることにより、犯罪の起きにくい安全な社会をつくります。

○子どもや高齢者が関係する交通事故が多発しており、子どもや高齢者にとって特に危険性の高い身近な道路を中心とした対策を進め、交通事故から守ります。

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 変更等												
			H23	H24	H25	H26													
防犯ボランティアの活性化促進	<p>犯罪防止に大きな役割を果たしてきた防犯ボランティアの活動を支援する。</p> <p>特に若者や外国人等これまで十分ではなかった分野の防犯ボランティアの育成を支援し、防犯ネットワークを広げることで、地域社会の絆(連帯感)を高め、真に犯罪の起きにくい社会づくりを進める。</p> <p>また、女性等の社会的弱者の支援を行い、関係機関・団体等と連携したシステムの構築を推進する。</p>	<p>○ヤングボランティアによる防犯活動の実施回数</p> <p>9回(H21年度) →156回(H26年度)</p> <p>○外国人ボランティアによる防犯活動の実施回数</p> <p>8回(H21年度) →48回(H26年度)</p> <p>○少年警察ボランティア等による小中学生を対象とした非行防止活動等の実施回数</p> <p>152回(H21年度) →172回(H26年度)</p>	<p>●ヤングボランティアによる防犯活動への支援</p> <table border="1"> <tr> <td>60回実施</td> <td>108回実施</td> <td>156回実施</td> <td>156回実施</td> </tr> </table> <p>●外国人ボランティアによる防犯活動への支援</p> <table border="1"> <tr> <td>16回実施</td> <td>32回実施</td> <td>48回実施</td> <td>48回実施</td> </tr> </table> <p>●少年警察ボランティア等による小中学生を対象とした非行防止活動等への支援</p> <table border="1"> <tr> <td>172回実施</td> <td>172回実施</td> <td>172回実施</td> <td>172回実施</td> </tr> </table>				60回実施	108回実施	156回実施	156回実施	16回実施	32回実施	48回実施	48回実施	172回実施	172回実施	172回実施	172回実施	<p>生活安全企画課(警察本部)</p> <p>少年課(警察本部)</p>
60回実施	108回実施	156回実施	156回実施																
16回実施	32回実施	48回実施	48回実施																
172回実施	172回実施	172回実施	172回実施																
犯罪のない安全なまちづくりの推進	<p>地域における自衛型防犯体制の構築に向けた支援を行うとともに、県民の防犯意識の高揚を図るため、県民、事業者、関係機関・団体等が連携して「4つのかける(気にかける、鍵をかける、声をかける、呼びかける)運動」をはじめとした広報啓発活動を推進する。</p> <p>また、特定の犯罪等が多発した際に「犯罪多発警報」を発令するなどタイムリーな情報発信を行い、自主防犯活動等を促進する。</p>	<p>○地域で犯罪抑止に取り組む自主防犯活動団体数(県の立ち上げ支援分)</p> <p>110団体(H22年度) →130団体(H26年度迄の累計)</p>	<p>●防犯活動団体への立ち上げ支援</p> <table border="1"> <tr> <td>5団体 (累計115団体)</td> <td>5団体 (累計120団体)</td> <td>5団体 (累計125団体)</td> <td>5団体 (累計130団体)</td> </tr> </table> <p>●犯罪多発警報等の発令</p>				5団体 (累計115団体)	5団体 (累計120団体)	5団体 (累計125団体)	5団体 (累計130団体)	<p>県民活動生活課</p>								
5団体 (累計115団体)	5団体 (累計120団体)	5団体 (累計125団体)	5団体 (累計130団体)																
「命の大切さを学ぶ教室」推進事業	<p>社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくりの気運を醸成し、犯罪に対する規範意識の向上を図るため、犯罪被害者や遺族による中学生・高校生を対象にした「命の大切さを学ぶ教室」や教育機関・団体等関係者を対象とした講演会を開催する。</p>	<p>○「命の大切さを学ぶ教室」を開催する中学校・高校数</p> <p>6校(H22年度) →126校(H23～26年度の累計)</p>	<p>●「命の大切さを学ぶ教室」の開催</p> <table border="1"> <tr> <td>中学校・高校20校で実施(累計20校) 中学校 13校 高校 7校</td> <td>中学校・高校35校で実施(累計55校) 中学校 23校 高校 12校</td> <td>中学校・高校35校で実施(累計90校) 中学校 23校 高校 12校</td> <td>中学校・高校38校で実施(累計128校) 中学校 24校 高校 12校</td> </tr> </table>				中学校・高校20校で実施(累計20校) 中学校 13校 高校 7校	中学校・高校35校で実施(累計55校) 中学校 23校 高校 12校	中学校・高校35校で実施(累計90校) 中学校 23校 高校 12校	中学校・高校38校で実施(累計128校) 中学校 24校 高校 12校	<p>警察県民センター(警察本部)</p>								
中学校・高校20校で実施(累計20校) 中学校 13校 高校 7校	中学校・高校35校で実施(累計55校) 中学校 23校 高校 12校	中学校・高校35校で実施(累計90校) 中学校 23校 高校 12校	中学校・高校38校で実施(累計128校) 中学校 24校 高校 12校																
いじめから子どもの命を守るための対策支援	<p>犯罪として取り扱われるべき生命・身体の安全が脅かされるような「いじめ問題」への対応能力向上を図るため、学校長等幹部の意識改革を目的としたシンポジウムや、生徒指導を直接担当する教諭を対象とした事例検討方式のスキルアップセミナー等を開催するとともに、大学生のボランティアの活動を支援して、いじめを含む少年の非行防止を図る。</p>	<p>○「(仮称)いじめシンポジウム」の開催</p> <p>0回(H24年度) →1回(H26年度)</p> <p>○「(仮称)いじめ問題スキルアップセミナー」の開催</p> <p>0回(H24年度) →7回(H26年度)</p>	<p>●(仮称)いじめシンポジウムの開催</p> <table border="1"> <tr> <td>1回開催</td> <td>1回開催</td> </tr> </table> <p>●(仮称)いじめ問題スキルアップセミナーの開催</p> <table border="1"> <tr> <td>7回開催</td> <td>7回開催</td> </tr> </table>				1回開催	1回開催	7回開催	7回開催	<p>少年課(警察本部)</p>								
1回開催	1回開催																		
7回開催	7回開催																		

事業名	事業内容	事業目標 (当初→H26目標)	年次計画				所管課 変更等
			H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	
通学路安全対策事業	通学路の安全を確保するため、県下16の小中学校区を対象に、道路管理者・警察・学校関係者・PTA・地元自治会が協働して、通学路点検を行い、安全な通学路整備計画の策定や通学路安全マップ等を作成し安全対策を行うこととしていたが、亀岡市における事故を受けて、教育委員会・警察と協働で平成24年度に全小中学校区を対象に安全点検を実施した。今後は、この点検結果に基づき、安全対策を実施する。	○関係者の協働により安全な通学路整備計画を策定した小中学校区数(県事業による実施分) 0小中学校区(H22年度) →227小中学校区 +養護学校等2校 (H23～24年度の累計)	●関係者協働による安全点検、安全整備計画策定 8小中学校区点検実施	8小中学校区(累計16小中学校区) ※実施 県内全小中学校区点検実施(累計227小中学校区+養護学校等2校)	点検結果に基づく対策の実施		道路課 交通規制課 (県警本部) スポーツ健康課
通学時における児童・生徒の交通安全対策事業	各小中学校区(227箇所)毎に通学路の安全対策に特化した「おうみ通学路交通アドバイザー」を奨励し、安全で安心な通学路環境を整備するとともに、社会全体で子どもの命を守る気運を醸成させ、登下校中における児童の交通事故防止を図る。	○「おうみ通学路交通アドバイザー」制度の導入 → 県内227小中学校区に各1名設置 ○通学路安全点検の実施 0回(H24年度) → 454回(H26年度) ○通学児童の保護誘導活動 0回(H24年度) → 5448回(H26年度)			●「おうみ通学路交通アドバイザー」の活動支援 おうみ通学路交通アドバイザーの奨励(227小中学校区) おうみ通学路交通アドバイザーの奨励(227小中学校区) 通学路安全点検(454回) 通学路安全点検(454回) 通学児童の保護誘導活動(5,448回) 通学児童の保護誘導活動(5,448回)		交通企画課 交通規制課 (警察本部) 交通政策課 道路課 スポーツ健康課
高齢者の交通事故抑止対策	高齢者が関係する交通事故の発生率や居住率の高い地区、高齢者が利用する福祉施設、病院、商店等を考慮して選定した、高齢者の交通事故抑止重点対策地区「思いやりゾーン」内において、交通安全教育等を中心とした総合的な交通安全対策を集中的に進める。	○「思いやりゾーン」の設置数 0箇所(H22年度) →48箇所(H23～26年度の累計)	●「思いやりゾーン」の設置・集中的な安全対策 12箇所で設置・対策(累計12箇所) 12箇所で設置・対策(累計24箇所) 12箇所で設置・対策(累計36箇所) 12箇所で設置・対策(累計48箇所)				交通企画課(警察本部) 交通規制課(警察本部)
高齢者対象運転免許自主返納促進事業	高齢運転者の交通事故が増加する中、高齢者が運転免許を返納しやすい社会環境を構築する「運転免許自主返納高齢者支援制度」についての周知徹底と支援協賛店の拡大を図り、自主返納の機運を高める。	○自主返納協賛店数 183箇所(H23年度) →800箇所(H26年度)	●支援制度の周知徹底と支援協賛店の拡大 ※これまでの累計183箇所 支援協賛店217箇所(累計400箇所) 支援協賛店200箇所(累計600箇所) 支援協賛店200箇所(累計800箇所)				交通企画課(警察本部)
事故多発時等の緊急メッセージ事業	交通死亡事故が頻発する場合や、同種事故連続発生時などに、悲惨な交通事故現場からのレポート等により、警察でしか出来ない独自の広報・啓発を実施し、交通事故の早期の抑止を図る。	○テレビ、FM放送、新聞折り込み等によるメッセージ発信数(交通死亡事故多発警報以外) 0回(H23年度) →2回以上(H24～26年度)	●県民の心に響く効果的な広報・啓発 2回以上発信 2回以上発信 2回以上発信				交通企画課(警察本部)

施策8-3

適正な河川管理と市町との協働による流域治水を進めます。

○河川管理者としての維持管理に加え、地域が行う河川の除草、川ざらえなどの河川愛護活動を支援するとともに、菜の花の栽培や羊の放牧など川・人・地域がつながるふるさとの川づくりを進め、河川の治水機能を確保します。

○「地先の安全度」に基づいた水害訓練など住民本位の治水対策を進めるとともに、耐水化建築ガイドラインなどを作成し水害リスクの高い地域における土地利用や建築の規制などを実施する法整備の検討など水害に強い地域づくりを進め、人的被害や深刻な資産被害を回避します。

事業名	事業内容	事業目標 (当初～H26目標)	年次計画				所管課
			H23	H24	H25	H26	
適正な河川の維持管理	河川が持つ治水機能を確保し低下させないよう、浸透、草木刈除、護岸補修等の維持管理を行う。	○維持管理を実施する地域(土木事務所)	●河川の浸透、草木刈除、護岸の補修など 全土木事務所実施				流域政策局
川・人・地域がつながるふるさとの川づくり	<p>地域が行う河川の除草、川ざらえ、竹木の伐採等の河川愛護活動に対して費用の助成を行うとともに、これらの活動を支援するための川へ降りる階段や斜路等を整備する。</p> <p>また、人と川、水辺とくらしがつながるきっかけとなるモデル事業として、新たな住民協働による河川敷への菜の花畑の造成などにより、刈草の処分費用の削減、肥料や燃料への再利用を進める。</p> <p>※JRから菜の花が一畑できる河川敷 適正な河川管理のモデルとして、地元自治会等により管理されるJRから一畑できる菜の花畑の河川敷</p> <p>※ヒツジが草を食べている河川敷 河川愛護のモデルとして、動物や河川環境とつながる草を食べるヒツジを放牧した河川敷</p> <p>※竹パウダーを利用する畜産農家 河川の維持管理のモデルとして、伐採した竹のパウダーを畜産の敷材に活用する農家</p>	○河川愛護活動による除草面積 947ha (H21年度) →994ha (H26年度)	●河川愛護活動の普及・啓発 除草面積 966ha 975ha 985ha 994ha				流域政策局
		○JRから菜の花が一畑できる河川敷 0河川 (H22年度) →3河川 (H23～26年度の累計)	●実施河川の選定、菜の花河川敷への下地整備(草木刈除、整地、階段等) 1河川で実施(新規1河川) 1河川で実施 2河川で実施(新規1河川) 3河川で実施(新規1河川)				
		○ヒツジが草を食べている河川敷 0河川 (H22年度) →2河川 (H23～26年度の累計)	●実施河川の選定、放牧場の設置 1河川で実施(新規1河川) 1河川で実施 2河川で実施(新規1河川) 2河川で実施				
		○竹パウダーを利用する畜産農家 1戸 (H21年度) →8戸 (H23～26年度の累計)	●竹パウダーのPR、畜産敷材への普及拡大 1戸で活用(累計2戸) 2戸で活用(累計4戸) 2戸で活用(累計6戸) 2戸で活用(累計8戸)				
水害に強い地域づくり	水害リスクの高い地域において、国、県、関係市町および住民等の協働により、地域の実情に応じた水害に強い地域づくりを進める。	○水害に強い地域づくり協議会を設け、運営する圏域数 3圏域 (H21年度) →6圏域 (H23年度～)	●流域治水の普及・啓発 6圏域で協議会運営 6圏域で協議会運営 6圏域で協議会運営 6圏域で協議会運営				流域政策局
	※VR(バーチャルリアリティシミュレーション) 洪水による浸水状況を時間経過とともに表示するシステム	○水害に強い地域づくり計画を策定する地区数 0地区 (H21年度) →12地区 (H23～26年度の累計)	●VR(バーチャルリアリティシミュレーション)作成 ●VRを活用した計画づくり 3地区で計画策定(累計3地区) 3地区で計画策定(累計6地区) 3地区で計画策定(累計9地区) 3地区で計画策定(累計12地区)				
		○水害に強い地域づくりに必要な土地利用規制の対象区域の指定および安全な住まい方への誘導等の実施 (H26年度まで)	●耐水化建築ガイドライン作成 安全な住まい方への誘導等の実施 条例制定				